

第 7 税 制

1. 府 税 一 覧 (平成 27 年 11 月現在)

普 通 税

1. 個人府民税

(1) 均等割及び所得割

納税義務者	1 府内に住所を有する個人 2 府内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しないもの	府税条例第 24 条
課税標準	所得割 前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額	府税条例第 27 条
控 除	所得控除 1 雑損控除 (災害又は盗難若しくは横領により損失を受けた場合) 次のいずれか多い金額 ア (損失の金額 - 保険等により補てんされた額) - (総所得金額等 × $\frac{1}{10}$) イ (災害関連支出の金額 - 保険等により補てんされた額) - 5 万円 2 医療費控除 (支払った医療費の総額 - 保険等により補てんされた額) - {(総所得金額等 × 5/100) 又は 10 万円のいずれか低い額} (限度額 200 万円) 3 社会保険料控除……支払った額 4 小規模企業共済等掛金控除……支払った額 5 生命保険料控除 ア 旧契約 (平成 23 年 12 月 31 日以前に生命保険会社等と契約をした保険契約等) に係る生命保険料又は個人年金保険料を支払った場合 (両方を支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額 (上限額 70,000 円)) 支払った保険料が (ア) 15,000 円以下の場合 …………… 支払った保険料の全額 (イ) 15,000 円超 40,000 円以下の場合 …………… (支払った保険料の金額の合計額) × 1/2 + 7,500 円 (ウ) 40,000 円超 70,000 円以下の場合 …………… (支払った保険料の金額の合計額) × 1/4 + 17,500 円 (エ) 70,000 円超の場合 …………… 35,000 円 イ 新契約 (平成 24 年 1 月 1 日以後に生命保険会社等と契約をした保険契約等) に係る生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料を支払った場合 (各種にわたり支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額 (上限額 70,000 円)) 支払った保険料が (ア) 12,000 円以下の場合 …………… 支払った保険料の全額 (イ) 12,000 円超 32,000 円以下の場合 …………… (支払った保険料の金額の合計額) × 1/2 + 6,000 円 (ウ) 32,000 円超 56,000 円以下の場合 …………… (支払った保険料の金額の合計額) × 1/4 + 14,000 円 (エ) 56,000 円超の場合 …………… 28,000 円 ウ 生命保険・個人年金保険に関して、新契約と旧契約の保険料を支払っている場合 新旧契約それぞれの計算方法により算出した金額の合計額 (各保険の上限額 28,000 円、全体の上限額 70,000 円) 6 地震保険料控除 ア 地震保険料 支払った地震保険料の 1/2 (限度額 25,000 円) イ 旧長期損害保険料 (ア) 保険料が 5,000 円以下の場合 支払った保険料の全額 (イ) 保険料が 5,000 円超 15,000 円以下の場合 (支払った保険料の金額の合計額) × 1/2 + 2,500 円	府税条例第 27 条の 2 地方税法第 34 条

	(ウ) 保険料が 15,000 円超の場合 10,000 円 ア・イ両方がある場合 ア、イそれぞれの方法で計算した金額の合計額 (限度額 25,000 円) 7 障害者、寡婦 (寡夫)、勤労学生控除……26 万円 特別障害者 (精神又は身体に重度の障害がある者) の場合 30 万円 同居の特別障害者の場合 53 万円 寡婦で総所得金額等が 38 万円以下である生計を一にする子があり、かつ、前年の合計所得金額が 500 万円以下の場合 30 万円 8 配偶者控除……33 万円 配偶者が 70 歳以上の場合 38 万円 9 配偶者特別控除……最高 33 万円 (ただし、配偶者に所得がある場合には、一定の調整後の額) 10 扶養控除……扶養親族 (年齢 16 歳以上の者) 1 人につき 33 万円 扶養親族が 70 歳以上の場合 38 万円 扶養親族が 19 歳以上 23 歳未満の場合 45 万円 扶養親族が同居の 70 歳以上の直系尊属の場合 45 万円 11 基礎控除……33 万円	
	事業専従者控除 青色申告者……適正な給与支払額 白色申告者……限度額 配偶者 86 万円 その他 50 万円	地方税法第 32 条
税 率	1 均等割……年 1,500 円 2 所得割……100 分の 4	府税条例第 31 条 府税条例附則第 11 条の 5 府税条例第 28 条
税 額 控 除	1 調整控除 2 外国税額控除 3 配当控除 4 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除 5 住宅借入金等特別税額控除 6 寄附金税額控除	府税条例第 29 条 府税条例第 30 条 府税条例附則第 4 条 府税条例第 30 条の 2 府税条例附則第 4 条の 4、第 4 条の 2 府税条例第 29 条の 2
賦 課 期 日	当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日	府税条例第 32 条
納 期	(市町村民税の納期と同じ) 1 普通徴収……6 月、8 月、10 月及び 1 月中 (ただし均等割のみの場合 6 月中) において、市町村の条例で定める。 2 特別徴収 (給与所得者) ……特別徴収義務者 (給与支払者) が、特別徴収税額の 12 分の 1 の額を 6 月から翌年 5 月までの間に給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月 10 日までに市町村に納入する。 3 特別徴収 (65 歳以上の公的年金受給者) ……特別徴収義務者 (年金保険者) が、各人の税額を年金の支給の際徴収し、その徴収した月の翌月 10 日までに市町村に納入する。 (仮徴収…4 月、6 月、8 月 本徴収…10 月、12 月、2 月)	地方税法第 320 条 地方税法第 321 条の 5 地方税法第 321 条の 7 の 6、 第 321 条の 7 の 8
徴 収 方 法	普通徴収又は特別徴収 (賦課徴収は市町村が市町村民税の賦課徴収と併せて行う。)	地方税法第 41 条、 第 319 条
所 得 割 の 課 税 の 特 例	退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在において府内に住所を有する者が、当該退職手当等の支払を受ける場合には、当該退職手当等の所得を他の所得と区別し、所得割を課する。	府税条例第 36 条の 2 から第 36 条の 8 まで

(2) 配当割

納税義務者	特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において府内に住所を有する者	府税条例第24条
課税標準	支払を受けるべき特定配当等の額	府税条例第41条の6
税 率	100分の5（100分の3） ※平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき特定配当等の額に係る税率は（ ）内の税率	府税条例第41条の7 〔平成20年京都府条例第23号附則第3項〕
納 期	当月分を翌月10日まで（源泉徴収選択口座内配当等は当年分を翌年1月10日まで）	府税条例第41条の10
徴収方法	特別徴収	府税条例第41条の9

(3) 株式等譲渡所得割

納税義務者	選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価等に相当する金額の支払を受ける個人で当該金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において府内に住所を有する者	府税条例第24条
課税標準	特定株式等譲渡所得金額	府税条例第41条の11
税 率	100分の5（100分の3） ※平成25年12月31日までの間に行われた特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る税率は（ ）内の税率	府税条例第41条の12 〔平成20年京都府条例第23号附則第4項〕
納 期	当年分を翌年1月10日まで	府税条例第41条の14
徴収方法	特別徴収	府税条例第41条の13

2. 法人府民税

納税義務者	○ 府内に事務所・事業所がある法人……均等割と法人税割 ○ 府内に事務所・事業所はないが、寮・宿泊所・クラブなどがある法人……均等割 ○ 府内に事務所・事業所や寮などがある法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるもの……均等割（収益事業を行っている場合は、均等割と法人税割） ○ 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課せられる個人で、府内に事務所又は事業所を有するもの…法人税割	府税条例第24条
課税標準	法人税割 法人税額又は個別帰属法人税額	地方税法第23条

税 率	1 均等割	(年額)	府税条例第38条
		区 分	
	(1) 次に掲げる法人 (ア) 公共法人及び公益法人等 (イ) 人格のない社団等 (ウ) 一般社団法人及び一般財団法人 (エ) 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社は除く） (オ) 資本金等の額が1,000万円以下の法人		2万円
	(2) 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人		5万円
	(3) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人		13万円
	(4) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人		54万円
	(5) 資本金等の額が50億円を超える法人		80万円
	a 保険業法に定める相互会社にあつては、上表の資本金等の額に代えて純資産額を基準にして税率を適用する。 b 資本金等の額＝法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額 ※平成27年4月1日以後開始事業年度から、法人税法に規定する資本金等の額に無償増減資の額を加減算した額が資本金等の額となり、当該額が資本金と資本金準備金の合算額を下回った場合、資本金と資本準備金の合算額を資本金等の額とする。		地方税法第23条
	2 法人税割 平成26年10月1日以後に開始する事業年度 (1) 資本金の額若しくは出資金の額が3億円超、又は法人税額（個別帰属法人税額）が年1,600万円超の法人等……100分の4 ※平成33年3月31日までの特例措置 (2) (1)以外の法人……100分の3.2		府税条例附則第12条 府税条例第37条
納 期	法人税と同じ。ただし公共法人及び公益法人で法人税の課されないもの……4月30日		地方税法第53条
徴収方法	申告納付		地方税法第53条

3. 利子等に係る府民税（利子割）

納税義務者	利子等の支払又はその取扱いをする者（金融機関等）の営業所等で府内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける者	府税条例第24条
課税標準	支払を受けるべき利子等の額	府税条例第39条
税 率	100分の5	府税条例第40条
納 期	当月分を翌月10日まで	府税条例第41条の4
徴収方法	特別徴収	府税条例第41条の3

4. 法人事業税

納税義務者	事業を行う法人（人格のない社団等で収益事業を行うもの及び法人課税信託の引受けを行う個人を含む。）	府税条例第42条													
課税客体	法人の行う事業	府税条例第42条													
課税標準	<p>1 2以外の事業……各事業年度の所得 ※外形標準課税適用法人については、以下のとおり</p> <table border="1"> <tr> <td>所得割</td> <td>各事業年度の所得</td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td>各事業年度の付加価値額</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>各事業年度の資本金等の額</td> </tr> </table> <p>2 電気供給業、ガス供給業及び保険業……各事業年度の収入金額</p>	所得割	各事業年度の所得	付加価値割	各事業年度の付加価値額	資本割	各事業年度の資本金等の額	府税条例第42条の5							
所得割	各事業年度の所得														
付加価値割	各事業年度の付加価値額														
資本割	各事業年度の資本金等の額														
税率	<p>1 資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人以外の法人（外形標準課税非適用法人） 平成26年10月1日以後開始する事業年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">所得</td> <td>各事業年度の所得のうち 普通法人</td> <td> 年400万円以下の金額 100分の3.4 (100分の3.65) 年400万円を超え年800万円以下の金額 100分の5.1 (100分の5.465) 年800万円を超える金額 100分の6.7 (100分の7.18) </td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち 特別法人</td> <td> 年400万円以下の金額 100分の3.4 (100分の3.65) 年400万円を超える金額 100分の4.6 (100分の4.93) </td> </tr> <tr> <td>3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人のうち、 資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上である法人 普通法人 特別法人</td> <td> 100分の6.7 (100分の7.18) 100分の4.6 (100分の4.93) </td> </tr> <tr> <td>収入金額課税法人</td> <td>電気供給業、ガス供給業又は保険業を行う法人</td> <td>100分の0.9 (100分の0.965)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		税率	所得	各事業年度の所得のうち 普通法人	年400万円以下の金額 100分の3.4 (100分の3.65) 年400万円を超え年800万円以下の金額 100分の5.1 (100分の5.465) 年800万円を超える金額 100分の6.7 (100分の7.18)	各事業年度の所得のうち 特別法人	年400万円以下の金額 100分の3.4 (100分の3.65) 年400万円を超える金額 100分の4.6 (100分の4.93)	3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人のうち、 資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上である法人 普通法人 特別法人	100分の6.7 (100分の7.18) 100分の4.6 (100分の4.93)	収入金額課税法人	電気供給業、ガス供給業又は保険業を行う法人	100分の0.9 (100分の0.965)	府税条例第42条の7 府税条例附則第12条の2
区 分		税率													
所得	各事業年度の所得のうち 普通法人	年400万円以下の金額 100分の3.4 (100分の3.65) 年400万円を超え年800万円以下の金額 100分の5.1 (100分の5.465) 年800万円を超える金額 100分の6.7 (100分の7.18)													
	各事業年度の所得のうち 特別法人	年400万円以下の金額 100分の3.4 (100分の3.65) 年400万円を超える金額 100分の4.6 (100分の4.93)													
	3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人のうち、 資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上である法人 普通法人 特別法人	100分の6.7 (100分の7.18) 100分の4.6 (100分の4.93)													
収入金額課税法人	電気供給業、ガス供給業又は保険業を行う法人	100分の0.9 (100分の0.965)													

<p>2 資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人（外形標準課税適用法人）</p> <p>(1) 平成26年10月1日以後開始する事業年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">所得割</td> <td>年400万円以下の所得金額</td> <td>100分の2.2 (100分の2.39)</td> </tr> <tr> <td>年400万円を超え年800万円以下の所得金額</td> <td>100分の3.2 (100分の3.475)</td> </tr> <tr> <td>年800万円を超える所得金額^(※注)</td> <td>100分の4.3 (100分の4.66)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">付加価値割</td> <td>100分の0.48 (100分の0.504)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資本割</td> <td>100分の0.2 (100分の0.21)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 平成27年4月1日以後開始する事業年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">所得割</td> <td>年400万円以下の所得金額</td> <td>100分の1.6 (100分の1.755)</td> </tr> <tr> <td>年400万円を超え年800万円以下の所得金額</td> <td>100分の2.3 (100分の2.53)</td> </tr> <tr> <td>年800万円を超える所得金額^(※注)</td> <td>100分の3.1 (100分の3.4)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">付加価値割</td> <td>100分の0.72 (100分の0.756)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資本割</td> <td>100分の0.3 (100分の0.315)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※注) 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割は、すべてこの区分の税率を適用</p> <p>()内の税率は、平成32年12月31日までの特例措置。ただし、資本金の額又は出資金の額が3億円以下で、かつ割毎に次の要件を満たす法人は除く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用対象条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>所得</td> <td>4千万円以下</td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td>付加価値額</td> <td>1億4千万円以下</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>資本金等の額^(※)</td> <td>1億6千万円以下</td> </tr> <tr> <td>収入割</td> <td>収入金額</td> <td>3億2千万円以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、現行の資本割の課税標準である資本金等の額と資本金に資本準備金を加えた額を比較して額の大きい方が資本金等の額となる。</p>			区 分		税率	所得割	年400万円以下の所得金額	100分の2.2 (100分の2.39)	年400万円を超え年800万円以下の所得金額	100分の3.2 (100分の3.475)	年800万円を超える所得金額 ^(※注)	100分の4.3 (100分の4.66)	付加価値割		100分の0.48 (100分の0.504)	資本割		100分の0.2 (100分の0.21)	区 分		税率	所得割	年400万円以下の所得金額	100分の1.6 (100分の1.755)	年400万円を超え年800万円以下の所得金額	100分の2.3 (100分の2.53)	年800万円を超える所得金額 ^(※注)	100分の3.1 (100分の3.4)	付加価値割		100分の0.72 (100分の0.756)	資本割		100分の0.3 (100分の0.315)	適用対象条件			所得割	所得	4千万円以下	付加価値割	付加価値額	1億4千万円以下	資本割	資本金等の額 ^(※)	1億6千万円以下	収入割	収入金額	3億2千万円以下
区 分		税率																																															
所得割	年400万円以下の所得金額	100分の2.2 (100分の2.39)																																															
	年400万円を超え年800万円以下の所得金額	100分の3.2 (100分の3.475)																																															
	年800万円を超える所得金額 ^(※注)	100分の4.3 (100分の4.66)																																															
付加価値割		100分の0.48 (100分の0.504)																																															
資本割		100分の0.2 (100分の0.21)																																															
区 分		税率																																															
所得割	年400万円以下の所得金額	100分の1.6 (100分の1.755)																																															
	年400万円を超え年800万円以下の所得金額	100分の2.3 (100分の2.53)																																															
	年800万円を超える所得金額 ^(※注)	100分の3.1 (100分の3.4)																																															
付加価値割		100分の0.72 (100分の0.756)																																															
資本割		100分の0.3 (100分の0.315)																																															
適用対象条件																																																	
所得割	所得	4千万円以下																																															
付加価値割	付加価値額	1億4千万円以下																																															
資本割	資本金等の額 ^(※)	1億6千万円以下																																															
収入割	収入金額	3億2千万円以下																																															
納期	<p>1 確定申告 事業年度終了の日から原則として2月以内</p> <p>2 中間（予定）申告 事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内</p>	<p>地方税法第72条の25、 第72条の28</p> <p>地方税法第72条の26</p>																																															
徴収方法	申告納付	地方税法第72条の24の12																																															

(参考) 地方法人特別税

地域間の税源偏在を是正するため、税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し創設
平成20年10月1日以後開始する事業年度から適用

税 率	(1) 平成26年10月1日以後開始する事業年度	
	区 分	税 率
	外形標準課税適用法人の基準法人所得割額	67.4%
	外形標準課税適用法人以外の基準法人所得割額	43.2%
	基準法人収入割額	43.2%
	(2) 平成27年4月1日以後開始する事業年度	
	区 分	税 率
	外形標準課税適用法人の基準法人所得割額	93.5%
	外形標準課税適用法人以外の基準法人所得割額	43.2%
	基準法人収入割額	43.2%
	基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税（所得割、収入割）の税額	
徴収方法	法人事業税と併せて申告納付	

5. 個人事業税

納税義務者	第1種事業、第2種事業又は第3種事業を行う個人	府税条例第42条
課税客体	<p>1 個人の行う第1種事業 (1)物品販売業（動植物その他普通に物品と叫わぬものの販売業を含む。）(2)保険業 (3)金銭貸付業 (4)物品貸付業（動植物その他普通に物品と叫わぬものの貸付業を含む。）(5)不動産貸付業 (6)製造業（物品の加工修理業を含む。）(7)電気供給業 (8)土石採取業 (9)電気通信事業（放送事業を含む。）(10)運送業 (11)運送取扱業 (12)船舶ていけい場業 (13)倉庫業（物品の寄託を受け、これを保管する業を含む。）(14)駐車場業 (15)請負業 (16)印刷業 (17)出版業 (18)写真業 (19)席貸業 (20)旅館業 (21)料理店業 (22)飲食店業 (23)周旋業 (24)代理業 (25)仲立業 (26)問屋業 (27)両替業 (28)公衆浴場業（3(24)に該当するものを除く。）(29)演劇興行業 (30)遊技場業 (31)遊覧所業 (32)商品取引業 (33)不動産売買業 (34)広告業 (35)興信所業 (36)案内業 (37)冠婚葬祭業</p> <p>2 個人の行う第2種事業 (1)畜産業（農業に付随して行うものを除く。）(2)水産業（小規模な水産動植物の採捕事業として政令で定めるものを除く。）(3)薪炭製造業</p> <p>3 個人の行う第3種事業 (1)医業 (2)歯科医業 (3)薬剤師業 (4)あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業（両眼の視力を喪失した者その他これに類する政令で定める視力障害のある者が行うものを除く。）(5)獣医業 (6)装蹄師業 (7)弁護士業 (8)司法書士業 (9)行政書士業 (10)公証人業 (11)弁理士業 (12)税理士業 (13)公認会計士業 (14)計理士業 (15)社会保険労務士業 (16)コンサルタント業 (17)設計監督者業 (18)不動産鑑定業 (19)デザイン業 (20)諸芸師匠業 (21)理容業 (22)美容業 (23)クリーニング業 (24)公衆浴場業（政令で定めるものを除く。）(25)歯科衛生士業 (26)歯科技工士業 (27)測量士業 (28)土地家屋調査士業 (29)海事代理士業 (30)印刷製版業</p>	<p>地方税法第72条の2 地方税法施行令第10条の3</p> <p>地方税法第72条の2 地方税法施行令第12条</p> <p>地方税法第72条の2 地方税法施行令第14条</p>
課税標準	所得	府税条例第42条の14
控 除	<p>1 専従者控除 青色申告者……適正な給与支払額 白色申告者……限度額 配偶者 86万円 その他 50万円</p>	地方税法第72条の49の12

控 除	2 損失の繰越控除（青色申告者のみ） 3 被災事業用資産の損失の繰越控除 4 事業用資産の譲渡損失の控除 5 事業用資産の譲渡損失の繰越控除（青色申告者のみ） 以上のものは申告書を提出した場合のみ控除 6 事業主控除……290万円	地方税法第72条の49の12 地方税法第72条の49の14
税 率	1 第1種事業を行う個人……所得の100分の5 2 第2種事業を行う個人……所得の100分の4 3 第3種事業（4に掲げるものを除く。）を行う個人 …………… 所得の100分の5 4 第3種事業のうち地方税法第72条の2第10項第5号及び第7号 に掲げる事業を行う個人…………… 所得の100分の3	府税条例第42条の16
減 免	1 災害を受けた場合 (1) 減免を受ける者……震災、風水害、火災又はこれらに類 する災害により事業用資産に損害を受けた場合（被害割合 が10分の1以上であること） (2) 減免額……事業税額に被害割合を乗じて得た額を限度と して減免。ただし、被害割合が2分の1以上であり、かつ、 前年の事業の所得金額が500万円以下である場合は、事業 税額を一律免除 2 生活困難の場合 (1) 減免を受ける者…生活保護法の規定による保護を受ける者等 (2) 減免額…当該税額を限度として減免 3 傷病等によって事業を休止した場合 (1) 減免を受ける者……納税者又は納税者の扶養親族で入院 者等がある者その他これらに類するものと認められる者 (2) 減免額……所得のうち入院等によって減少すると認めら れる額に税率を乗じて得た額を限度として減免 4 事業の形態が特殊であると認められる場合 (1) 減免を受ける者……問屋又は製造業者の委託により物品 の提供を受けて、専ら家内労働でその物品の製造又は加工 を行う者（賃織加工を行う者） (2) 減免額……事業専従者1人につき17万円に税率を乗じた 額を限度として減免	府税条例第42条の20の2 府税条例附則第12条の3
納 期	1 税額1万円超の場合 第1期 8月1日から8月31日まで 第2期 11月1日から11月30日まで 2 税額1万円以下の場合 8月1日から8月31日まで	府税条例第42条の17

納 期	3 年の中途において事業を廃止した場合……納税通知書発付 の日から20日以上30日以内の日で当該納税通知書に定める日 まで	
徴収方法	普通徴収	地方税法第72条の49の18

6. 地方消費税

納税義務者	1 課税資産の譲渡等（譲渡割）……譲渡を行った事業者 2 課税貨物の保税地域からの引取り（貨物割）……引き取る者	府税条例第42条の21															
課税客体	1 譲渡割……事業として対価を得て行う資産の譲渡、貸付け 及び役務の提供 2 貨物割……保税地域から引き取られる外国貨物	府税条例第42条の21															
課税標準	消費税額	府税条例第42条の22															
税 率	H26.4.1～ 63分の17（消費税率6.3%×17/63=実質1.7%） H29.4.1～ 78分の22（消費税率7.8%×22/78=実質2.2%）	府税条例第42条の23															
納 期	（消費税の納期と同じ） 1 譲渡割 (1) 確定申告個人事業者…3月31日 法人…事業年度終了の日から2月以内 (2) 中間申告	地方税法第72条の88 地方税法第72条の87															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前期の消費税 確定年税額(注1)</th> <th>個人事業者</th> <th>法 人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,800万円超</td> <td colspan="2">課税期間開始の日以後1月ごとに区分した各期間につき、その各期間の末日の翌日から2月以内（注2）</td> </tr> <tr> <td>400万円超 4,800万円以下</td> <td>5月31日 8月31日 11月30日</td> <td>事業年度開始の日以後 3月・6月・9月 を経過した日から2月以内</td> </tr> <tr> <td>48万円超 400万円以下</td> <td>8月31日</td> <td>事業年度開始の日以後 6月を経過した日から 2月以内</td> </tr> <tr> <td>48万円以下</td> <td colspan="2">中間申告不要</td> </tr> </tbody> </table>	前期の消費税 確定年税額(注1)	個人事業者	法 人	4,800万円超	課税期間開始の日以後1月ごとに区分した各期間につき、その各期間の末日の翌日から2月以内（注2）		400万円超 4,800万円以下	5月31日 8月31日 11月30日	事業年度開始の日以後 3月・6月・9月 を経過した日から2月以内	48万円超 400万円以下	8月31日	事業年度開始の日以後 6月を経過した日から 2月以内	48万円以下	中間申告不要		
前期の消費税 確定年税額(注1)	個人事業者	法 人															
4,800万円超	課税期間開始の日以後1月ごとに区分した各期間につき、その各期間の末日の翌日から2月以内（注2）																
400万円超 4,800万円以下	5月31日 8月31日 11月30日	事業年度開始の日以後 3月・6月・9月 を経過した日から2月以内															
48万円超 400万円以下	8月31日	事業年度開始の日以後 6月を経過した日から 2月以内															
48万円以下	中間申告不要																
	<p>(注1) 地方消費税は含まない。 (注2) 個人事業者の場合には、その課税期間開始の2月分（1月及び2月分）は5月末日、法人の場合には、その課税期間開始後の1月分は、その課税期間開始の日から2月を経過した日から2月以内とする措置がある。</p>																

	2 貨物割 課税貨物を引き取る時	地方税法第72条の103
徴収方法	1 譲渡割……申告納付 2 貨物割……申告納付	地方税法第72条の86 地方税法第72条の100

7. 不動産取得税

納税義務者	不動産（土地又は家屋）の取得者	府税条例第43条
課税客体	不動産の取得	府税条例第43条
課税免除	1 地域団体が公民館に類似する施設の用に供する不動産その他の公共の用に供する不動産を取得した場合 2 宅地等の造成、賃貸その他の管理及び譲渡等を行うことを目的とする公益社団法人又は公益財団法人該当の特定の法人がその業務の用に供する土地又は国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供する家屋を取得した場合 3 公益社団法人又は公益財団法人が文化財の保全の用に供する不動産を取得した場合	府税条例第43条の2
課税標準	取得した時における不動産の価格	府税条例第43条
免税点	不動産取得税の課税標準となるべき額 (1) 土地の取得（当該土地を取得した日から1年以内の当該土地に隣接する土地の取得を含む。）の場合……10万円 (2) 家屋の取得（当該家屋を取得した日から1年以内の当該家屋と一構となるべき家屋の取得を含む。）の場合 建築したもの…1戸につき23万円 その他……………1戸につき12万円	地方税法第73条の15の2
特例控除	一定の住宅を建築した場合（新築） 1戸につき…1,200万円（1,300万円）を価格から控除（ ）内は、長期優良住宅の新築の場合。平成21年6月4日から平成28年3月31日までの取得に限る。 一定の住宅を取得した場合（中古） 1戸につき……建築年により100万円、150万円、230万円、350万円、420万円、450万円、1,000万円又は1,200万円を価格から控除	府税条例第43条の2の2 府税条例附則第13条第10項
税率	100分の4 ただし、平成20年4月1日から平成30年3月31日までの間に行われた住宅又は土地の取得については、税率100分の3。（経過措置）	府税条例第43条の3 府税条例附則第14条の2

減額	次に該当する場合は150万円又は住宅の床面積を基礎として計算した額のいずれか高い額に税率を乗じて得た額を減額 1 新築住宅用敷地の取得 (1) 土地を取得した日から3年以内にその土地の上に特例適用住宅を新築した場合（ただし、次のいずれかの場合に限る。） ア 土地を取得した人が取得した土地を特例適用住宅新築時まで引き続いて所有している場合 イ 土地を取得した人からその土地を取得した者が、特例適用住宅を新築した場合 (2) 特例適用住宅を新築した日から1年以内にその敷地を取得した場合 (3) 取得者自ら居住するために、新築未使用の特例適用住宅とその敷地を取得した場合（※1） (4) 新築未使用の特例適用住宅とその敷地を、その住宅の新築日から1年以内に取得した場合（※2） 2 中古住宅用敷地の取得 (1) 土地を取得した日から1年以内にその土地の上に建っている耐震基準適合既存住宅を取得者自ら居住するために取得した場合 (2) 取得者自らが居住するための耐震基準適合既存住宅を取得した日から1年以内にその敷地を取得した場合 (※1) 平成10年4月1日以降に新築された特例適用住宅とその敷地を取得した場合に限る。 (※2) 平成10年4月1日以降に新築された特例適用住宅とその敷地を平成16年3月31日までに取得した場合は2年以内。 3 耐震基準不適合既存住宅の取得 個人が耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準に適合することの証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において控除するものとされていた額に税率100分の3を乗じて得た額を減額する。 (※3) 耐震基準適合既存住宅とは既存住宅のうち地震に対する安全性に係る耐震基準に適合するもの (※4) 耐震基準不適合既存住宅とは既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のもの	府税条例第43条の10 府税条例附則第12条の4 府税条例第43条の11の2
----	--	--

減 免	<p>1 取得した不動産が次に該当する場合に損害額に税率を乗じて得た額を限度として減免</p> <p>(1) 被災不動産に代わるものとして取得したもの</p> <p>(2) 取得直後に被災したもの</p> <p>2 次の各号に掲げる者が、当該法人の設立前1年以内に各号に掲げる不動産を取得した場合に当該不動産の価格に税率を乗じて得た額を限度として減免</p> <p>(1) 宗教法人を設立しようとする者が宗教法人法第3条に規定する境内建物及び境内地の用に供する不動産</p> <p>(2) 学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人を設立しようとする者がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する不動産</p> <p>(3) 学校法人を設立しようとする者が、その設置する寄宿舎で直接その用に供する不動産</p> <p>(4) 公益社団法人、公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人を設立しようとする者がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する不動産</p> <p>(5) 公益社団法人又は公益財団法人を設立しようとする者が、その設置する看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士の養成所において直接教育の用に供する不動産</p> <p>(6) 公益社団法人若しくは公益財団法人（職業能力開発促進法第24条の規定による認定職業訓練を行うことを目的とするものに限る。）、職業訓練法人又は職業訓練法人連合会を設立しようとする者が、その設置する職業訓練施設において直接職業訓練の用に供する不動産</p> <p>(7) 社会福祉法による社会福祉事業又は更生保護事業法による更生保護事業を営営することを目的として法人を設立しようとする者が直接その事業の用に供する不動産</p> <p>(8) 学術の研究を目的とする公益社団法人又は公益財団法人を設立しようとする者が直接その研究の用に供する不動産</p> <p>3 農業委員会のあっせんによる農地の交換により土地を取得した場合には当該土地の価額に税率を乗じて得た額を限度として減免</p> <p>4 国又は地方公共団体から補助金の交付を受けて特定の不動産を取得した場合には価格に当該不動産の取得価額に対する当該補助金の額の割合を乗じて得た額に税率を乗じて得た額を限度として減免</p> <p>5 新築した住宅を譲り受けるための土地の取得等府税条例第43条の10の規定に照らし減免することが適当と認められる一定の場合には同条の規定による減額の計算に準じて計算した金額を限度として減免</p>	府税条例第43条の2の3
-----	---	--------------

	6 京都府環境を守り育てる条例に規定する特定工場又は特定施設の設置者が公共の危害防止のためにするばい煙、粉じん、汚水等の処理に係る施設の用に供する不動産を取得した場合には当該不動産の価格に税率を乗じて得た額を限度として減免	
納 期	納税通知書発付の日から20日以上30日以内の日で当該納税通知書に定める日まで	府税条例第43条の4
徴収方法	普通徴収	地方税法第73条の17

8. 府たばこ税

納税義務者	日本たばこ産業株式会社、特定販売業者及び卸売販売業者	府税条例第44条、第44条の2
課税客体	売渡し又は消費に係る製造たばこ	府税条例第44条、第44条の2
課税標準	製造たばこの本数	府税条例第44条の3
税 率	1,000本につき860円 ただし、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマの6銘柄については、1,000本につき411円	府税条例第44条の4 府税条例附則第15条の3
納 期	当月分を翌月末日まで	府税条例第44条の7
徴収方法	申告納付	府税条例第44条の6

9. ゴルフ場利用税

納税義務者	ゴルフ場の利用者	府税条例第45条
課税客体	ゴルフ場の利用行為	府税条例第45条
税 率	1人1日について 1級 1,200円 5級 950円 2級 1,150円 6級 750円 3級 1,050円 7級 600円 4級 1,000円 次に該当するゴルフ場の利用でその利用料金が通常の利用料金の5分の1（イについては2分の1）以上軽減されている場合は上記税率の2分の1 (ア) 年齢65歳以上70歳未満の者のゴルフ場の利用 (イ) 利用時間、利用場所等の制限があるゴルフ場の利用で規則で定めるもの (ウ) 国民体育大会等に参加するプロゴルファー以外の選手の当該競技会に係るゴルフ場の利用で規則で定めるもの	府税条例第45条の2
納 期	当月分を翌月15日まで	府税条例第45条の6
徴収方法	特別徴収	府税条例第45条の3

10. 自動車取得税

納税義務者	自動車の取得者（割賦販売など所有権留保付売買の場合は買主）	府税条例第46条（府税条例第47条）
課税客体	自動車の取得	府税条例第46条 府税条例第47条
課税標準	自動車の取得価額	府税条例第48条
免 税 点	15万円（50万円） （ ）内は、平成30年3月31日までの暫定措置	地方税法第120条 地方税法附則第12条の2の4
税 率	100分の3（100分の2） （ ）内は、営業用自動車及び軽自動車の取得に係る当分の間の特例措置	府税条例第49条 府税条例附則第15条の4の2
特例措置	1 エコカー減税 （特例適用取得時期 H27.4.1～H28.3.31）	地方税法附則第12条の2の2 同第12条の2の3 同第12条の2の5 府税条例附則第15条の4の2

区分	燃料区分	車両総重量	排気ガス基準 (平成〇〇年排出ガス基準 〇〇%以上低減達成)	燃費基準 (〇〇%以上向上達成)	新車	中古車 (取得価格控除)			
電気自動車	電気・燃料電池				非課税	45万円控除			
天然ガス自動車	CNG		平成21年 10%以上		非課税	45万円控除			
プラグインハイブリッド自動車	ガソリン・電気 LPG・電気 軽油・電気				非課税	45万円控除			
乗用車	ガソリン	★★★★ 低排出ガス車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成車	平成32年度燃費基準 20%以上	非課税	45万円控除※1			
				平成32年度燃費基準 10%以上	税率80%軽減 自家用0.6% 軽・営業用0.4%	35万円控除※2			
				平成32年度燃費基準 基準達成	税率60%軽減 自家用1.2% 軽・営業用0.8%	25万円控除※3			
				平成27年度燃費基準 10%以上	税率40%軽減 自家用1.8% 軽・営業用1.2%	15万円控除※4			
				平成27年度燃費基準 5%以上	税率20%軽減 自家用2.4% 軽・営業用1.6%	5万円控除※5			
バス・トラック	ガソリン	★★★★ 低排出ガス車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成車	平成27年度燃費基準 25%以上	非課税	45万円控除※6			
				平成27年度燃費基準 20%以上	税率80%軽減 自家用0.6% 軽・営業用0.4%	35万円控除※7			
				平成27年度燃費基準 15%以上	税率60%軽減 自家用1.2% 軽・営業用0.8%	25万円控除※8			
				平成27年度燃費基準 10%以上	税率40%軽減 自家用1.8% 軽・営業用1.2%	15万円控除※4			
				平成27年度燃費基準 5%以上	税率20%軽減 自家用2.4% 軽・営業用1.6%	5万円控除※5			
				2.5t 超 3.5t 以下	★★★★ 低排出ガス車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成車	平成27年度燃費基準 15%以上	非課税	45万円控除
							平成27年度燃費基準 10%以上	税率80%軽減 自家用0.6% 軽・営業用0.4%	35万円控除
							平成27年度燃費基準 5%以上	税率60%軽減 自家用1.2% 軽・営業用0.8%	25万円控除
							平成27年度燃費基準 基準達成	税率40%軽減 自家用1.8% 軽・営業用1.2%	15万円控除
							平成17年 50%以上	税率80%軽減 自家用0.6% 軽・営業用0.4%	35万円控除
平成17年	★★★★ 低排出ガス車	50%以上	平成27年度燃費基準 10%以上	税率60%軽減 自家用1.2% 軽・営業用0.8%	25万円控除				
			平成27年度燃費基準 5%以上	税率40%軽減 自家用1.8% 軽・営業用1.2%	15万円控除				

区分	燃料区分	車両総重量	排気ガス基準 (平成〇〇年排出ガス基準 〇〇%以上低減達成)	燃費基準 (〇〇%以上向上達成)		新車	中古車 (取得価格控除)
				平成27年度燃費基準 15%以上	平成27年度燃費基準 10%以上		
バス・トラック	軽油	2.5t 超 3.5t 以下	平成21年	10%以上	平成27年度燃費基準 15%以上	非課税	軽減措置なし
					平成27年度燃費基準 10%以上	税率80%軽減 自家用0.6% 軽・営業用0.4%	軽減措置なし
					平成27年度燃費基準 5%以上	税率60%軽減 自家用1.2% 軽・営業用0.8%	軽減措置なし
				適合	平成27年度燃費基準 基準達成	税率40%軽減 自家用1.8% 軽・営業用1.2%	軽減措置なし
					平成27年度燃費基準 15%以上	税率80%軽減 自家用0.6% 軽・営業用0.4%	軽減措置なし
					平成27年度燃費基準 10%以上	税率60%軽減 自家用1.2% 軽・営業用0.8%	軽減措置なし
		3.5t 超	平成21年	10%以上	平成27年度燃費基準 15%以上	非課税	45万円控除 (ハイブリッド車に限る)
					平成27年度燃費基準 10%以上	税率80%軽減 自家用0.6% 軽・営業用0.4%	35万円控除 (ハイブリッド車に限る)
					平成27年度燃費基準 5%以上	税率60%軽減 自家用1.2% 軽・営業用0.8%	25万円控除 (ハイブリッド車に限る)
				適合	平成27年度燃費基準 基準達成	税率40%軽減 自家用1.8% 軽・営業用1.2%	15万円控除 (ハイブリッド車に限る)
					平成27年度燃費基準 15%以上	税率80%軽減 自家用0.6% 軽・営業用0.4%	35万円控除 (ハイブリッド車に限る)
					平成27年度燃費基準 10%以上	税率60%軽減 自家用1.2% 軽・営業用0.8%	25万円控除 (ハイブリッド車に限る)
5%以上	平成27年度燃費基準 5%以上	税率40%軽減 自家用1.8% 軽・営業用1.2%	15万円控除 (ハイブリッド車に限る)				

※1 JC08 モード燃費値を算定していない自動車については、平成22年度燃費基準値より80%以上燃費性能の良いものを含む。
 ※2 JC08 モード燃費値を算定していない自動車については、平成22年度燃費基準値より65%以上燃費性能の良いものを含む。
 ※3 JC08 モード燃費値を算定していない自動車については、平成22年度燃費基準値より50%以上燃費性能の良いものを含む。
 ※4 JC08 モード燃費値を算定していない自動車については、平成22年度燃費基準値より38%以上燃費性能の良いものを含む。
 ※5 JC08 モード燃費値を算定していない自動車については、平成22年度燃費基準値より32%以上燃費性能の良いものを含む。
 ※6 JC08 モード燃費値を算定していない自動車については、平成22年度燃費基準値より57%以上燃費性能の良いものを含む。
 ※7 JC08 モード燃費値を算定していない自動車については、平成22年度燃費基準値より50%以上燃費性能の良いものを含む。
 ※8 JC08 モード燃費値を算定していない自動車については、平成22年度燃費基準値より44%以上燃費性能の良いものを含む。

2 バリアフリー対応バス・タクシーの取得に係る軽減措置
(特例適用取得時期 H27.4.1~H28.3.31)

対象自動車	控除額
ノンステップバス (一般乗合旅客自動車運送事業者が路線 定期運行のために導入するものに限る。)	新車取得価格から 1,000 万円
リフト付きバス (乗車定員 30 人以上) (一般乗合旅客自動車運送事業者が路線 定期運行のために導入するものに限る。)	新車取得価格から 650 万円
リフト付きバス (乗車定員 29 人以下) (一般乗合旅客自動車運送事業者が路線 定期運行のために導入するものに限る。)	新車取得価格から 200 万円
ユニバーサルデザインタクシー (一般乗用旅客自動車運送事業者が導入 するものに限る。)	新車取得価格から 100 万円

3 先進安全自動車(ASV)の取得に係る軽減措置について
(特例適用取得時期 H27.4.1~H28.3.31)
衝突被害軽減ブレーキ搭載技術基準適合車

対象自動車	車両総重量	控除額
車両安定性制御装置 及び衝突被害軽減制 動制御装置を装備	乗車定員 10 人以上 (立席なし) の 乗用車・バス等 トラック (トラクタ及び トレーラを除く。)	5t 超 12t 以下 3.5t 超 22t 以下
車両安定性制御装置 又は衝突被害軽減制 動制御装置のいずれ か一方を装備	乗車定員 10 人以上 (立席なし) の 乗用車・バス等 トラック (トラクタ及び トレーラを除く。)	5t 超 12t 以下 3.5t 超 22t 以下
衝突被害軽減制動制 御装置を装備	乗車定員 10 人以上 (立席なし) の 乗用車・バス等	5t 以下

減 免

- 災害のあった日から6ヶ月以内に取得された自動車であって、被災自動車に代わるものとして取得した自動車として認められるもの
- 公的医療機関の救急自動車、血液事業の用に供する自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車
- 下肢等障害者が取得した自動車（音声機能障害を有する者を除く。）で専ら当該下肢等障害者が運転するもの又は専ら当該下肢等障害者のために生計を一にする者が運転するもの（1台に限る。）
- 下肢等障害者のうち、喉頭摘出による音声機能障害（3級）を有する者が取得した自動車で、専ら当該下肢等障害者が運転するもの（1台に限る。）
- 下肢等障害者のみで構成される世帯の下肢等障害者（音声機能障害を有する者を除く。）が取得した自動車で当該下肢等障害者を常時介護する者が専ら当該下肢等障害者のために運転するもの（3を含め、1台に限る。）
- 特種用途自動車のうち、構造上下肢等障害者の利用に専ら供するための自動車と知事が認めるもの
- 構造上下肢等障害者の利用に供するための自動車で下肢等障害者以外の者の利用に併せて供するものと知事が認めるもの
- 構造上下肢等障害者が専ら運転するための自動車と知事が認めるもので営業用のもの
上記1の自動車の取得については、被災自動車の被災日前日時点での価額として知事が算定した額に税率を乗じて得た金額を減免し、2又は6の自動車の取得については、取得価額に税率を乗じて得た額を限度として減免し、3から5までの自動車の取得については、取得価格と300万円とのいずれか少ない価格に税率を乗じて得た額を限度として減免し、7又は8の自動車の取得については当該自動車の取得価額のうち下肢等障害者の利用に供するための製造若しくは構造変更又は専ら下肢等障害者が運転するための製造若しくは構造変更に要した金額として知事が定める額に税率を乗じて得た額に相当する額を減免する。

府税条例第56条
府税条例附則第15条の4の3

納 期	1 新規登録、検査又は届出がされる自動車に係る自動車の取得……当該登録、検査又は届出の時 2 移転登録を受けるべき自動車の取得……当該登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時) 3 1又は2以外の自動車の取得で、自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得……当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時) 4 1から3まで以外の自動車の取得……当該自動車の取得の日から15日を経過する日	府税条例第51条
徴収方法	申告納付(原則として証紙徴収)	府税条例第50条、第51条

11. 軽油引取税

納税義務者	軽油の引取りで現実の納入を伴うものを行う者(混和課税の場合の販売業者等例外がある。)	府税条例第57条、第58条
課税客体	軽油の引取行為(混和課税の場合の販売行為等例外がある。)	府税条例第57条、第58条
課税免除	1 地方税法第144条の14第4項の規定によって知事の承認を受けた場合 (1)軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの (2)既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り 2 免税軽油の引取り(船舶の動力源用の軽油等) 地方税法第144条の21第1項の規定によって免税証の交付を受けた場合及び地方税法第144条の31第4項又は第5項の規定によって知事の承認を受けた場合 (平成30年3月31日までに、免税用途に消費する場合に限る。)	府税条例第60条 府税条例第61条
課税標準	引取りに係る軽油の数量(混和課税の場合は販売量等)	府税条例第57条、第58条
税 率	1キロリットルにつき 15,000円(32,100円) ()内は、当分の間の特例措置	府税条例第61条の2、府税条例附則第15条の4の6
納 期	当月分を翌月末まで	府税条例第61条の5、第61条の8
徴収方法	1 特別徴収 2 申告納付……みなす課税の場合 3 普通徴収……免税証の不正受給によって免税軽油を引取った場合	府税条例第61条の3

12. 自動車税

納税義務者	自動車の所有者(割賦販売など所有権留保付売買の場合は買主)	府税条例第62条																																			
課税客体	自動車	府税条例第62条																																			
課税免除	1 商品であって使用しない自動車 2 消防自動車及び救急専用自動車 3 学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する自動車、公益社団法人、公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する自動車及び公益社団法人又は公益財団法人がその設置する看護師等の養成所において直接教育の用に供する自動車 4 社会福祉事業、更生保護事業、生活保護法による保護施設、児童福祉法による児童福祉施設、老人福祉法による老人福祉施設及び身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設の用に供する自動車 5 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、私立学校教職員共済組合並びに国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、農業協同組合法及び消費生活協同組合法による組合及び連合会等が所有し、かつ、経営する病院、診療所及び健康相談所において巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車 6 道路交通法第99条第1項に規定する指定自動車教習所が、下肢等障害者のための教習の用に供する特別の装置を備えた自動車	府税条例第63条																																			
税 率	自動車1台につき 年額(賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した月の翌月から、また賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで、月割をもって課する。) 1 乗用車 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">税 額</th> </tr> <tr> <th>営業用</th> <th>自家用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総排気量10以下又は電気を動力源とするもの</td> <td>7,500円</td> <td>29,500円</td> </tr> <tr> <td>" 10超 1.50以下</td> <td>8,500円</td> <td>34,500円</td> </tr> <tr> <td>" 1.50超 2.0以下</td> <td>9,500円</td> <td>39,500円</td> </tr> <tr> <td>" 2.0超 2.50以下</td> <td>13,800円</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>" 2.50超 3.0以下</td> <td>15,700円</td> <td>51,000円</td> </tr> <tr> <td>" 3.0超 3.50以下</td> <td>17,900円</td> <td>58,000円</td> </tr> <tr> <td>" 3.50超 4.0以下</td> <td>20,500円</td> <td>66,500円</td> </tr> <tr> <td>" 4.0超 4.50以下</td> <td>23,600円</td> <td>76,500円</td> </tr> <tr> <td>" 4.50超 6.0以下</td> <td>27,200円</td> <td>88,000円</td> </tr> <tr> <td>" 6.0超</td> <td>40,700円</td> <td>111,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 額		営業用	自家用	総排気量10以下又は電気を動力源とするもの	7,500円	29,500円	" 10超 1.50以下	8,500円	34,500円	" 1.50超 2.0以下	9,500円	39,500円	" 2.0超 2.50以下	13,800円	45,000円	" 2.50超 3.0以下	15,700円	51,000円	" 3.0超 3.50以下	17,900円	58,000円	" 3.50超 4.0以下	20,500円	66,500円	" 4.0超 4.50以下	23,600円	76,500円	" 4.50超 6.0以下	27,200円	88,000円	" 6.0超	40,700円	111,000円	府税条例第64条 (地方税法第150条)
区 分	税 額																																				
	営業用	自家用																																			
総排気量10以下又は電気を動力源とするもの	7,500円	29,500円																																			
" 10超 1.50以下	8,500円	34,500円																																			
" 1.50超 2.0以下	9,500円	39,500円																																			
" 2.0超 2.50以下	13,800円	45,000円																																			
" 2.50超 3.0以下	15,700円	51,000円																																			
" 3.0超 3.50以下	17,900円	58,000円																																			
" 3.50超 4.0以下	20,500円	66,500円																																			
" 4.0超 4.50以下	23,600円	76,500円																																			
" 4.50超 6.0以下	27,200円	88,000円																																			
" 6.0超	40,700円	111,000円																																			

(注) ロータリーエンジンをとう載したものは、単室容積×ローター数×1.5により算出した数値を総排気量として、上表の区分で対応する税額となる。

2 トラック(最大乗車定員が3人以下のもの)

区 分	税 額	
	営業用	自家用
最大積載量 1トン以下	6,500円	8,000円
" 1トン超 2トン以下	9,000円	11,500円
" 2トン超 3トン以下	12,000円	16,000円
" 3トン超 4トン以下	15,000円	20,500円
" 4トン超 5トン以下	18,500円	25,500円
" 5トン超 6トン以下	22,000円	30,000円
" 6トン超 7トン以下	25,500円	35,000円
" 7トン超 8トン以下	29,500円	40,500円
" 8トン超	29,500円に 8トンを超 える1トン までごとに 4,700円を 加算した額	40,500円に 8トンを超 える1トン までごとに 6,300円を 加算した額

貨客兼用車（最大乗車定員が4人以上で最大積載量が1トン以下のもの）

区 分	税 額	
	営業用	自家用
総排気量1ℓ以下 又は電気を動力源とするもの	10,200円	13,200円
総排気量1ℓ超 1.5ℓ以下	11,200円	14,300円
総排気量1.5ℓ超	12,800円	16,000円

貨客兼用車(最大乗車定員が4人以上のもの)で最大積載量が1トンを超えるものについては、トラックの税額に排気量に応じて下記の加算額を加算します。

区 分	加 算 額	
	営業用	自家用
総排気量1ℓ以下 又は電気を動力源とするもの	3,700円	5,200円
総排気量1ℓ超 1.5ℓ以下	4,700円	6,300円
総排気量1.5ℓ超	6,300円	8,000円

けん引車及び被けん引車

区 分	税 額		
	営業用	自家用	
小型自動車に属するけん引車	7,500円	10,200円	
普通自動車に属するけん引車	15,100円	20,600円	
小型自動車に属する被けん引車	3,900円	5,300円	
普通自動車に属する被けん引車	最大積載量 8トン以下	7,500円	10,200円
	最大積載量 8トン超	7,500円に最大積載量 が8トンを超える部 分1トンまでごとに 3,800円を加算した額	10,200円に最大積載量 が8トンを超える部分 1トンまでごとに 5,100円を加算した額

3 バス

区 分	税 額		
	営業用	自家用	
一 般 乗 合 用	乗車定員 30人以下	12,000円	
	" 30人超 40人以下	14,500円	
	" 40人超 50人以下	17,500円	
	" 50人超 60人以下	20,000円	
	" 60人超 70人以下	22,500円	
	" 70人超 80人以下	25,500円	
	" 80人超	29,000円	
そ の 他	乗車定員 30人以下	26,500円	33,000円
	" 30人超 40人以下	32,000円	41,000円
	" 40人超 50人以下	38,000円	49,000円
	" 50人超 60人以下	44,000円	57,000円
	" 60人超 70人以下	50,500円	65,500円
	" 70人超 80人以下	57,000円	74,000円
" 80人超	64,000円	83,000円	

4 特種用途自動車

区 分	税 額		
	営業用	自家用	
霊きゆう車	10,000円	13,900円	
キ ャ ン ピ ン グ 車	総排気量1ℓ以下のものは電気を動力源とするもの		23,600円
	" 1ℓを超え1.5ℓ以下とするもの		27,600円
	" 1.5ℓを超え2ℓ以下とするもの		31,600円
	" 2ℓを超え2.5ℓ以下とするもの		36,000円
	" 2.5ℓを超え3ℓ以下とするもの		40,800円
	" 3ℓを超え3.5ℓ以下とするもの		46,400円
	" 3.5ℓを超え4ℓ以下とするもの		53,200円
	" 4ℓを超え4.5ℓ以下とするもの		61,200円
" 4.5ℓを超え6ℓ以下とするもの		70,400円	
" 6ℓを超えるもの		88,800円	
3輪の小型自動車	7,000円	9,400円	
4輪以上の小型自動車	9,000円	12,000円	
被けん引車	最大積載量4トン以下のもの	3,900円	5,300円
	" 4トンを超えるもの	7,500円	10,200円
その他	22,000円	30,400円	

5 3輪の小型自動車(特種用途自動車を除く。)

区 分	税 額		
	営業用	自家用	
けん引車	3,900円	5,300円	
被けん引車	最大積載量4トン以下	3,900円	5,300円
	" 4トン超	7,500円	10,200円
乗用車	4,500円	6,000円	
そ の 他	最大積載量1トン以下	4,500円	6,000円
	" 1トン超	7,000円	9,400円

<p>グリーン化税制</p>	<p>排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に対しては、その排出ガス性能に応じて税率を軽減する一方、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置。</p> <p>① 軽 課 平成26年度、27年度に新車新規登録された下表の自動車について、登録の翌年度1年間に限り税率を軽減</p> <table border="1" data-bbox="296 525 1068 798"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車・平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車（乗用車に限る。） 電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車は、登録の翌々年度についても京都府条例による軽減措置があります。</td> <td>おおむね75%</td> </tr> <tr> <td>2 ★★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成（H32年度燃費基準を満たすものに限る。）</td> <td rowspan="3">おおむね50%</td> </tr> <tr> <td>3 ★★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成</td> </tr> <tr> <td>4 ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成</td> </tr> </tbody> </table> <p>「★★★★」は、平成17年排出ガス規準75%低減達成車である。</p> <p>② 重 課 新車新規登録から一定年数を経過した自動車については、次のとおり重課</p> <table border="1" data-bbox="296 924 1068 1134"> <thead> <tr> <th rowspan="2">増額の対象自動車</th> <th colspan="2">重課率</th> </tr> <tr> <th>バス・トラック(※)</th> <th>左記以外の自動車(※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新車新規登録から11年を経過したディーゼル車</td> <td rowspan="2">おおむね10%増</td> <td rowspan="2">おおむね15%増</td> </tr> <tr> <td>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 特種用途自動車の場合は、最大積載量の定めのあるものはおおむね10%増、最大積載量の定めのないものはおおむね15%増。 ※ 増額の対象自動車には、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車のうちガソリンを燃料とするもの、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は含まれない。</p>	対象自動車	軽減率	1 電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車・平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車（乗用車に限る。） 電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車は、登録の翌々年度についても京都府条例による軽減措置があります。	おおむね75%	2 ★★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成（H32年度燃費基準を満たすものに限る。）	おおむね50%	3 ★★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成	4 ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成	増額の対象自動車	重課率		バス・トラック(※)	左記以外の自動車(※)	新車新規登録から11年を経過したディーゼル車	おおむね10%増	おおむね15%増	新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車	<p>府税条例附則第15条の5</p>
対象自動車	軽減率																		
1 電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車・平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車（乗用車に限る。） 電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車は、登録の翌々年度についても京都府条例による軽減措置があります。	おおむね75%																		
2 ★★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成（H32年度燃費基準を満たすものに限る。）	おおむね50%																		
3 ★★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成																			
4 ★★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成																			
増額の対象自動車	重課率																		
	バス・トラック(※)	左記以外の自動車(※)																	
新車新規登録から11年を経過したディーゼル車	おおむね10%増	おおむね15%増																	
新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車																			
<p>減 免</p>	<p>1 震災、風水害、落雷、火災又はこれらに類する災害によって被害を受けた自動車で修理しなければ使用できないと認められるもの ……………修理を必要とする期間（月数）に税率の12分の1の額を乗じて得た額を限度として減免</p> <p>2 (1) 下肢等障害者が所有する自動車専ら当該下肢等障害者（音声機能障害を有する者を除く。）が運転するもの又は下肢等障害者と生計を一にする者が専ら当該下肢等障害者のために運転するもの（1台に限る。） ……………当該税額と45,000円（軽課75%の場合は11,500円、軽課50%の場合は22,500円、軽課25%の場合は34,000円、重課10%の場合は49,500円、重課15%の場合は51,700円）とのいずれか少ない額を限度として減免</p> <p>(2) 下肢等障害者のうち、喉頭摘出による音声機能障害（3級）を有する者が所有する自動車専ら当該下肢等障害者が運転するもの（1台に限る。） ……………当該税額と45,000円（軽課75%の場合は11,500円、軽課50%の場合は22,500円、軽課25%の場合は34,000円、重課10%の場合は49,500円、重課15%の場合は51,700円）とのいずれか少ない額を限度として減免</p>	<p>府税条例第63条の3 府税条例附則第16条</p>																	

	<p>(3) 下肢等障害者のみで構成される世帯の下肢等障害者（音声機能障害を有する者を除く。）が所有する自動車専ら当該下肢等障害者を常時介護する者が専ら当該下肢等障害者のために運転するもの（(1)を含め、1台に限る。） ……………当該税額と45,000円（軽課75%の場合は11,500円、軽課50%の場合は22,500円、軽課25%の場合は34,000円、重課10%の場合は49,500円、重課15%の場合は51,700円）とのいずれか少ない額を限度として減免</p> <p>(4) 特種用途自動車のうち、構造上下肢等障害者の利用に専ら供するための自動車と知事が認めるもの ……………当該税額を限度として減免</p> <p>3 地方バス路線維持のために知事が交付する補助金を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が所有している一般乗合用バスで知事が指定したもの ……………当該税額を限度として減免</p> <p>4 道路交通法第99条第1項に規定する指定自動車教習所を設置し、又は管理する者が所有し、かつ、専ら同項第4号に規定する技能教習又は技能検定の用に供する自動車専ら指定したもの ……………当該税額を限度として減免</p> <p>5 中古自動車販売業者が所有する商品自動車の場合 ……………年税額に12分の3を乗じて得た額を限度として減免</p>	<p>府税条例第63条の4</p>
<p>賦課期日</p>	<p>4月1日</p>	<p>府税条例第65条</p>
<p>納 期</p>	<p>1 定期課税分……5月1日から5月31日まで 2 随時課税分 (1) 普通徴収分……納税通知書発付の日から20日以上30日以内の日で当該納税通知書に定める日まで (2) 証紙徴収分……道路運送車両法第7条の規定による登録をした際</p>	<p>府税条例第66条 府税条例第66条の2</p>
<p>徴収方法</p>	<p>1 普通徴収 2 証紙徴収 (賦課期日後翌年2月末日までの間に道路運送車両法第7条の規定による登録のあった自動車に係る自動車税)</p>	<p>府税条例第66条の2</p>

13. 鉱区税

<p>納税義務者</p>	<p>鉱業権者</p>	<p>府税条例第76条</p>
<p>課税客体</p>	<p>鉱 区</p>	<p>府税条例第76条</p>
<p>課税標準</p>	<p>鉱区の面積</p>	<p>府税条例第76条</p>
<p>税 率</p>	<p>年額（賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した翌月から月割をもって課する。） 1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 (1) 試掘鉱区……面積100アールごとに年額200円 (2) 採掘鉱区……面積100アールごとに年額400円</p>	<p>府税条例第77条 (地方税法第183条)</p>

	2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 ……面積100アールごとに年額200円	
賦課期日	4月1日	府税条例第78条
納 期	1 5月1日から5月31日まで 2 賦課期日後に納税義務が発生した場合は、納税通知書発付の日から20日以上30日以内の日で当該納税通知書に定める日まで	府税条例第79条
徴収方法	普通徴収	地方税法第184条

14. 府が課する固定資産税

納税義務者	大規模の償却資産の所有者	府税条例第94条
課税客体	大規模の償却資産（新設の大規模償却資産を含む。）	府税条例第94条
課税標準	大規模の償却資産の価額のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	府税条例第94条
税 率	100分の1.4	府税条例第95条
賦課期日	1月1日	府税条例第96条
納 期	第1期 4月1日から4月30日まで 第2期 7月1日から7月31日まで 第3期 12月1日から12月25日まで 第4期 翌年2月1日から2月末日まで	府税条例第97条
徴収方法	普通徴収	府税条例第98条

目 的 税

1. 狩猟税

納税義務者	狩猟者の登録を受ける者	府税条例第118条
課税客体	狩猟者の登録	府税条例第118条
税 率	1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2に掲げる者以外のもの ……16,500円 2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農林水産業に従事している者を除く。）以外の者 …… 11,000円	府税条例第118条の2 府税条例附則第18条

	3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、4に掲げる者以外のもの …… 8,200円	
	4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の府民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 …… 5,500円	
	5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 …… 5,500円 ※平成31年3月31日までの間に限り次の措置を講じる。 ①対象鳥獣捕獲員である者には、狩猟税を課さない。 ②狩猟者登録を申請する日前1年以内に認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者として、京都府が実施する事業に従事した者には、狩猟税を課さない（申請時に認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることが必要。） ③狩猟者登録を申請する日前1年以内に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けた者又は第9条第8項の従事者として従事者証の交付を受けた者が当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った場合は、上記税率の2分の1となる。	
賦課期日	狩猟者の登録を受ける日	府税条例第118条の3
納 期	普通徴収の方法による場合は、納税通知書発付の日から20日以上30日以内の日で当該納税通知書に定める日まで	府税条例第118条の5
徴収方法	1 証紙徴収 2 普通徴収 （原則として証紙徴収の方法による。知事において必要があると認める場合においては普通徴収の方法による。）	府税条例第118条の4

2. 産業廃棄物税

納税義務者	産業廃棄物を府内の最終処分場へ搬入する者（産業廃棄物の排出事業者又は中間処理業者）	産業廃棄物税条例第4条										
課税客体	産業廃棄物の最終処分場への搬入行為	産業廃棄物税条例第4条										
課税標準	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量	産業廃棄物税条例第5条										
税 率	1トンにつき1,000円	産業廃棄物税条例第6条										
納 期	<p>下表の期限において徴収又は納付すべきものについて、それぞれの期限まで</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>期 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月1日から3月末日まで</td> <td>4月末日</td> </tr> <tr> <td>4月1日から6月末日まで</td> <td>7月末日</td> </tr> <tr> <td>7月1日から9月末日まで</td> <td>10月末日</td> </tr> <tr> <td>10月1日から12月末日まで</td> <td>翌年1月末日</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	期 限	1月1日から3月末日まで	4月末日	4月1日から6月末日まで	7月末日	7月1日から9月末日まで	10月末日	10月1日から12月末日まで	翌年1月末日	産業廃棄物税条例11条、第14条
期 間	期 限											
1月1日から3月末日まで	4月末日											
4月1日から6月末日まで	7月末日											
7月1日から9月末日まで	10月末日											
10月1日から12月末日まで	翌年1月末日											
徴収方法	<p>1 特別徴収</p> <p>2 申告納付……事業者がその排出する産業廃棄物を自ら設置する最終処分場に搬入する場合</p>	産業廃棄物税条例第8条										

2. 府税の税率等の推移（昭和29年度以降）

税 目	課税標準等	昭和29年度	昭和30年度	昭和31年度	昭和32年度	昭和33年度	昭和34年度	昭和35年度	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度	
府 民 税	個人	均等割 所得割 前年において納付すべき所得金額	均等割 所得割 100円 5%		所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%		所得割税率10万円以下 0.8%~5.0万円超 5.6% 13段階	所得割 課税総所得金額 150万円以下 2% 150万円超 4%						
	法人	均等割 法人税割 法人税額	均等割 法人税割 600円 5%	均等割 法人税割 600円 5.4%									法人税割 5.5%	法人税割 5.8%	均等割 資本金等1千万円超及 び相互会社 1,000円		
	利子割	支払いを受けるべき利子等の額															
事業税	個人	第1種事業 第2種事業 第3種事業	基礎控除 7万円 第1種 8% 第2種 6% 第3種のうち助産婦業等 4%	基礎控除 10万円	基礎控除 12万円	第1種 50万円以下 6% 50万円超 8%	基礎控除 20万円			事業主控除 20万円 事業専従者控除 8万円 青色 5万円 白色 5万円	第1種 5% 第2種 4% 第3種 5% 第3種のうち助産婦業等 3%	事業主控除 22万円	事業主控除 24万円	事業主控除 25万円 事業専従者控除 10万円 青色 6万円 白色 6万円	事業主控除 27万円 事業専従者控除 12万円 青色 8万円 白色 8万円	事業専従者控除 17万円 青色 11万円 白色 11万円	
	法人	普通法人、特別法人、 電気供給業、ガス供給業、 地方鉄道事業、軌道事業及び 生命保険業を行う法人	普通法人 50万円以下 10% 50万円超 12% 特別法人 電気供給業等 収入金額の1.5%	普通法人 3以上の府県において 事務所又は事業所を設ける 法人で資本金が500万円以上のもの 12%	普通法人 50万円以下 8% 50万円超 10% 100万円以下 12% 特別法人 50万円以下 7% 50万円超 8%	普通法人 50万円以下 7% 100万円以下 8% 200万円以下 10% 200万円超 12% 特別法人 50万円以下 7% 50万円超 8%	普通法人 50万円以下 7% 100万円以下 8% 200万円以下 10% 200万円超 12% 特別法人 50万円以下 7% 50万円超 8%	普通法人(1) 3以上の府県において 事務所又は事業所を設ける 法人で資本金が1,000万円以上のもの 12% (2) その他のもの 100万円以下 6% 200万円以下 9% 200万円超 12% 特別法人(1) 3以上の府県において 事務所又は事業所を設ける 法人で資本金が1,000万円以上のもの 8% (2) その他のもの 100万円以下 6% 100万円超 8%	普通法人 150万円以下 6% 300万円以下 9% 300万円超 12% 特別法人 150万円以下 6% 150万円超 8%								
地方消費税	府消費税																
不動産取得税	不動産を取得したときの価格	新築住宅控除 100万円 新築住宅用土地の税額控除 1.8万円	3% 新築住宅控除 100万円 新築住宅用土地の税額控除 1.8万円										住宅控除 150万円 土地の税額控除 4.5万円				
府たばこ税 (63年度まで府たばこ消費税)	小売定価	小売定価の $\frac{5}{115}$	小売定価の $\frac{8}{100}$								1本あたり価格 率 2,601円 9%	2,628円	2,714円	2,806円	2,932円	税率 3,036円 10.3%	3,164円
ゴルフ場利用税 (63年度まで総業施設利用税)	娯楽施設の利用料金又は利用物件数量等	舞踏場、ゴルフ場 50% その他 30% ばちんこ、まあじゃん、 たまつき場等 外形課税			ゴルフ場 1人1日 300円	ゴルフ練習場 1人1日 40円				舞踏場等 ばちんこ、まあじゃん、 たまつき場等外形課税 ゴルフ場 1人1日 500円 ゴルフ練習場 1人1回 40円	舞踏場等 10%			ゴルフ場 1人1日につき 750円 { 600円 類する施設 1人1日につき 500円 ゴルフ練習場 1人1回につき 40円			
特別地方消費税 (35年度まで遊興飲食税 63年度まで料理飲食消費税)	遊興、飲食及び宿泊に対する利用行為の料金	芸者の花代 100% 旅館宿泊 10% カフェ・バー等 20% その他 10% 非課税 大衆食堂 料金100円以下 甘味喫茶店*50円以下 (28.1.1施行) 非課税 大衆食堂 料金120円以下 甘味喫茶店*100円以下 (29.7.1施行)	芸者の花代 30% カフェ・バー等 15% 宿泊及びこれに伴う飲食 料金1,000円以下 5% 料金1,000円超 10% その他の飲食 料金 500円以下 5% 料金 500円超 10% 宿泊基礎控除(創設) 500円 免税点(創設) 飲食・休憩 200円 飲食(チケット) 100円 (30.11.1施行)		カフェ・バー等 15% 宿泊及びこれに伴う飲食 料金1,000円以下 5% 料金1,000円超 10% その他の飲食 10% その他の飲食 10% 免税点 宿泊(創設) 800円 飲食・休憩 300円 飲食(チケット) 150円 (32.7.1施行)				免税点 宿泊 1,000円 飲食・休憩 500円 飲食 250円 (チケット) (36.5.1施行)	1回の料金が 3,000円超 15% 1回の料金が 3,000円以下10% 800円 (37.4.1施行)			免税点 宿泊 1,200円 飲食・休憩 600円 飲食(チケット) 300円 (41.8.1施行)				
自動車税	自動車の車種、及び用途(トラック及びバスの場合は積載量又は乗車定員等)に応じて区分	燃料別、車種別、積載トン数別に税率区分	三輪の小型自動車について車種により税率区分	燃料区分による税率適用を廃する			二輪小型自動車、軽自動車に係る課税権を市町村へ移譲			トラックの自家用、営業用の区分を廃し税率を統一合理化			四輪以上の小型自動車総排気量の区分に応じ税率区分		自家用自動車、営業用普通自動車及び観光貸切バスの税率の引上げ		
鉾区税	鉾区の面積(砂鉾の延長)																
狩猟者登録税 (狩猟免許税) (狩猟者税)	狩猟免許を受ける者	前年分の所得税の納税義務のない者又は自家労力の農家 1,800円 その他の者 3,600円					甲種乙種 3,600円 前年分の課税総所得金額が諸控除額に満たない者又は自家労力農家 1,800円 丙種900円							甲種 乙種 1,500円 前年分の所得割の納税義務のない者 700円 丙種 450円			
府が課する固定資産税	大規模償却資産に対し賦課期日現在における大規模の償却資産の価格のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額		創 設														
自動車取得税	35~43年6月まで法定外普通税、43年7月以降法定目的税となる						創 設 自家用 価格の3% 営業用 価格の2%							自家用 価格の1.8% 営業用 価格の1%		道路目的税として創設 (7月1日施行) 税率 3% 免税点 10万円	
軽油引取税	特約業者又は元売業者からの軽油の引取の容量			創設 1キロリットルにつき 6,000円	1キロリットルにつき 8,000円		1キロリットルにつき 10,400円		1キロリットルにつき 12,500円				1キロリットルにつき 15,000円				
狩猟 (平成15年度まで入猟)	狩猟免許を受ける者												創設 甲種 乙種 1,000円 丙種 350円				
産業廃棄物税	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量																
府 税	府税収入額 (対前年比)		4,133 (110)	4,206 (102)	4,876 (116)	5,265 (115)	5,593 (99)	6,196 (111)	8,074 (130)	10,242 (127)	12,410 (121)	14,936 (120)	17,128 (115)	19,211 (112)	22,397 (117)	27,883 (124)	33,389 (120)
	標準収入額 (対前年比)		3,974 (103)	4,098 (103)	4,620 (113)	5,019 (109)	5,593 (111)	5,078 (102)	7,088 (124)	9,186 (130)	11,769 (128)	13,525 (115)	17,143 (127)	19,139 (112)	20,591 (108)	25,312 (123)	32,418 (128)
	譲与税 (対前年比)		464 (-)	417 (90)	485 (116)	597 (123)	673 (113)	660 (98)	746 (113)	961 (129)	529 (55)	593 (112)	706 (119)	809 (115)	941 (116)	1,084 (115)	1,243 (115)
	標準収入額 (対前年比)		342 (-)	298 (87)	396 (133)	442 (112)	466 (105)	458 (98)	658 (144)	879 (134)	534 (61)	759 (142)	735 (97)	843 (115)	904 (107)	1,068 (118)	1,226 (115)

144 税 制

昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度
土地建物等の譲渡所得 長期譲渡所得 45、46年譲渡1.3% 47、48年〃 1.6% 49、50年〃 2.0% 短期譲渡所得4%又は 税額の100分の110のい ずれが多い金額						長期譲渡所得 昭和51～55年譲渡(ア)+(イ) (ア)特別控除後の譲渡益2,000万 円以下の部分100分の2 (イ)2,000万円を超える部分につ いては譲渡益の4分の3を総合 課税した場合のその2,000万円 を超える部分に係る上積税額	均等割 300円 均等割 資本金等1億円超及び相互 会社 6,000円 資本金等1千万円超1億円 以下 3,000円 その他 1,800円 法人税割 6.2% (ただし、資本金等1億円以下、かつ 法人税額年1千万円以下 5.2%)				均等割 500円	均等割 資本等の金額50億円超 200,000円 資本等の金額10億円超50億円 以下 100,000円 資本等の金額1億円超10億円 以下 20,000円 資本等の金額1千万円超1億円 以下 6,000円 その他 2,000円 法人税割 (ただし、資本金等1億円以下、か つ法人税額年1千万円以下 5% 昭和56年8月1日以後に終了する 事業年度分の法人税割から適用)	
事業専従者控除 青色 完全給与制 白色 15万円	事業主控除 32万円	事業主控除 36万円	事業主控除 60万円 事業専従者控除 白色 17万円 (47年度 165,000円)	事業主控除 80万円 事業専従者控除 白色 17万円	事業主控除 150万円 事業専従者控除 白色 20万円 (49年度 192,500円)	事業主控除 180万円 事業専従者控除 白色 30万円 (50年度 275,000円)	事業主控除 200万円 事業専従者控除 白色 40万円	事業主控除 220万円					
					普通法人 350(300)万円以下 6% 700(600)万円以下 9% 700(600)万円超 12% 特別法人 350(300)万円以下 6% 350(300)万円超 8% ()は49.5.1から50.4.30まで の間に終了する事業年度分	普通法人 350万円以下 6% 350万円超 9% 700万円以下 9% 700万円超 12% 特別法人 350万円以下 6% 350万円超 8%						昭和56年1月1日から 昭和60年12月31日まで の間に終了する事業年 度分については、税率 を1.1倍する。(ただし、 資本金等1億円以下、 かつ年所得3,000万円 以下の法人等は除く。)	
				新築住宅控除 230万円 (48.1.1以後の取得)			新築住宅控除 350万円 (51.1.1以後の取得)					既存住宅控除 150万円、230万円 又は350万円	新築住宅控除420万円、税率4%(ただし、 5年間限り住宅については3名に据置き、 一定の住宅用地については4分の1減額 する)昭和56年7月1日から適用
3,641円	3,833円	3,955円	4,094円	4,206円	4,331円	4,437円	4,674円	6,701円	6,796円	6,890円	6,989円	8,151円	8,590円
				ゴルフ場 1人1日につき { 1,200円 1,000円 800円 (48.6.1以後の行為)				ばちんこ場・スマートボール場 1～15級 940円～30円 まあじゃん場 1～15級 2,170円～290円 たまつき場 1～15級 2,880円～240円 ゴルフ練習場1人1回につき { 50円 100円 ゴルフ場 1級 1,500円 2級 1,400円 3級 1,200円 4級 1,000円 5級 800円					
税率 10% 免税点 宿泊 1,600円 飲食・休憩 800円 飲食(チケット) 400円 (44.10.1施行)		宿泊基礎控除 1,000円 免税点 宿泊 1,800円 飲食・休憩 900円 飲食(チケット) 450円 (46.10.1施行)		免税点 宿泊 2,400円 飲食・休憩 1,200円 飲食(チケット) 600円 (48.10.1施行)	宿泊基礎控除 1,500円 (49.10.1施行)	免税点 宿泊 3,400円 飲食・休憩 1,700円 飲食(チケット) 850円	免税点 宿泊 4,000円 飲食・休憩 2,000円 飲食(チケット) 1,000円 (52.10.1施行)		宿泊基礎控除 2,000円 (53.10.1施行)				免税点 宿泊 5,000円 飲食・休憩 2,500円 飲食(チケット) 1,000円 (58.1.1施行)
			バス税率について 適正合理化(標準税率) 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円				一般乗合用バス以外の自動車に ついて税率引上げ ただし、昭和51年度排出ガ ス規制適合車は昭和51、52 年度に限り据え置き			自家用車にあっては10%、一般 乗合用バス以外のバスにあって は5%税率引上げ 普通自動車に属する乗用車に係 る税率を総排気量により区分			
								試堀地区 面積100アールごと 180円 採堀地区 " " 360円					
		甲種 乙種 4,500円 前年分の所得割の納税 義務のない者 2,000円 丙種 1,500円						甲種 乙種 9,000円 当該年度の府民税所得割を納付す ることを要しないもの 4,000円 丙種 3,000円				狩猟者の登録を受ける者を納税 義務者とする	
免税点 15万円			排出ガスに係る保安基準適合 車については 49.3.31までの取得 1% 49.4.1～49.9.30までの取得 2%	免税点 15万円(30万円) 税率 3%(5%) ()内は昭和49年及び50年度 の2年間の暫定措置 ただし、排出ガスに係る保安基準 適合車については49.3.31までの 取得 1% 49.4.1～49.9.30までの取得 2% 1. 軽自動車 2% 2. 上記以外の自動車 2% ア 営業用 2% イ 自家用 4%	昭和51年度の排出ガスに係る保安 基準適合車については下記の率を 控除した率 (1) 昭和50年度中 2% (2) 昭和51年4月1日から昭和 51年8月31日まで 1% (電気自動車は2%)	免税点 15万円(30万円) 税率 3%(5%) ()内は、昭和51年及び昭和52年 度の2年間の暫定措置、営業用 自動車及び軽自動車を除く。 (ただし電気自動車は昭和52年3 月31日まで1%を控除した率	昭和53年度の排出ガスに係る保安 基準適合車については下記の率を 控除した率 (1) 昭和52年度中 0.25% (2) 昭和53年8月31日(電気自動 車は昭和54年3月31日)まで 0.125% (1)、(2)とも電気自動車は2%)	免税点 15万円(30万円) 税率 3%(5%) ()内は、昭和53年及び昭和54年度 の2年間の暫定措置、ただし税率 については、営業用自動車及び軽 自動車を除く。	電気自動車については、昭和 56年3月31日までに取得した ときに限り、100分の2を控除 した率	免税点 15万円(30万円) 税率 3%(5%) ()内は、昭和57年まで の暫定措置、ただし、 税率については、営業 用自動車及び軽自動車 を除く。	電気自動車については、昭和58年 3月31日までに取得したときに限 り、100分の2を控除した率		
		甲種 } 3,000円 乙種 } 丙種 } 1,000円					1キロリットルにつき15,000円 (19,500円) ()内は昭和51、52年度の 暫定措置	甲種 } 6,000円 乙種 } 丙種 } 2,000円	1キロリットルにつき15,000円 (19,500円) ()内は昭和53、54年度の 暫定措置	1キロリットルにつき15,000円 (24,300円) ()内は昭和58年3月31日までの 暫定措置		狩猟者の登録を受ける者を納税 義務者とする	
40,979(123)	51,251(125)	55,170(108)	64,739(117)	84,365(130)	94,841(112)	88,128(93)	101,026(115)	111,599(110)	121,902(109)	143,947(118)	153,668(107)	172,226(112)	179,566(104)
38,330(118)	46,850(122)	57,323(122)	58,617(102)	77,128(132)	92,952(121)	99,218(107)	100,599(101)	115,009(114)	116,460(101)	123,997(106)	154,204(124)	156,427(101)	182,174(116)
1,317(106)	1,498(114)	1,552(104)	1,634(105)	1,777(108)	1,930(108)	2,122(110)	1,988(94)	2,281(115)	2,415(106)	2,372(98)	2,204(93)	2,190(99)	2,336(107)
1,290(105)	1,511(115)	1,634(105)	1,672(102)	1,821(108)	1,841(101)	2,045(111)	1,960(96)	2,194(112)	2,436(111)	2,338(96)	2,268(97)	2,212(94)	2,374(107)

昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	税 目
均等割 資本等の金額 50 億円超 300,000 円 資本等の金額 10 億円超 50 億円以下 200,000 円 資本等の金額 1 億円超 10 億円以下 40,000 円 資本等の金額 1 千万円超 1 億円以下 12,000 円 その他 4,000 円	均等割 資本等の金額50億円超 750,000円 資本等の金額10億円超 50億円以下 500,000円 資本等の金額 1 億円超 10 億円以下 100,000円 資本等の金額 1 千万円超 1 億円以下 30,000円 その他 10,000円	均等割 700円	同居特別障害者配偶者(扶養)控除額引上げ 34万円		所得割 130万円以下 2% 130万円超 3% 260万円超 4%	所得割 500万円以下 2% 500万円超 4%		所得割 550万円以下 2% 550万円超 4%			均等割 資本等の金額 50 億円超 800,000円 資本等の金額 10 億円超 50 億円以下 540,000円 資本等の金額 1 億円超 10 億円以下 130,000円 資本等の金額 1 千万円超 1 億円以下 50,000円 その他 20,000円	所得割 700万円以下 2% 700万円超 4%	個 人 府 法 人 民 税 利 子 割
					創設 5% 4月1日施行								利 子 割
		専業主控除 240万円 事業専従者控除 白色 45万円			事業専従者控除 (白色) 配偶者 60万円 その他 45万円		事業専従者控除 (白色) 配偶者 80万円 その他 47万円			専業主控除 270万円			個 人 事 業 税
			昭和61年1月1日から平成2年12月31日までの間に終了する事業年度分については、税率を1.1倍する。(ただし、資本金等1億円以下で、かつ、年所得3,000万円以下の法人等は除く。)				平成3年1月1日から平成7年12月31日までに終了する事業年度分については、税率を1.07倍する。(ただし、資本金等1億円以下で、かつ、年所得4,000万円以下の法人等を除く。)					平成8年1月1日から平成12年12月31日までに終了する事業年度分については、税率を1.05倍する。(ただし、資本金等1億円以下で、かつ、年所得4,000万円以下の法人等を除く。)	法 人 事 業 税
													地 方 消 費 税
		新築住宅控除 450万円 (昭和60年7月1日以後の取得から適用)	住宅及び住宅用土地の特例税率等 (昭和64年6月30日まで延長)		新築住宅控除 1,000万円(平成元年4月1日以後の取得から適用)住宅及び住宅用土地の特例税率等(平成4年6月30日まで延長)			住宅及び住宅用土地の特例税率等 (平成7年6月30日まで延長)				住宅及び住宅用土地の特例税率等 (平成10年6月30日まで延長)	不 動 産 取 得 税
8,670 円	9,502円	従価割 100分の8.1 従量割 1,000本につき200円	従価割 課税標準の特例措置 従量割 1,000本につき360円 (昭和61年5月1日から昭和62年3月31日まで)	税率等の特例措置の適用期限の延長(昭和62年12月31日まで)	税率等の特例措置の適用期限の延長(平成元年3月31日まで)	税率1,000本につき1,129円 (旧3級品は536円)							府 た ば こ 税 (だ ば こ 消 費 税)
ばちんこ場 1～15級 1,020円～40円 まあじゃん場 1～9級 1,150円～350円 たまつき場 1～15級 3,120円～260円 ゴルフ練習場 1人1回につき 110円 60円 ゴルフ場 1人1日につき 1～7級 1,650円～850円 (58.61 施行)						課税対象施設をゴルフ場に限定 税率 1人1回につき 1,200円～600円							ゴ ル フ 場 利 用 税 (娛 楽 施 設 利 用 税)
宿泊基礎控除 (59.1.1 施行) 2,500 円						税率 3% 免税点 宿泊等 10,000円 飲食等 5,000円 基礎控除、奉仕料控除、公給徴収証制度の廃止		免税点 宿泊等 15,000円 飲食等 7,500円					特 別 地 方 消 費 税 (35 年 度 まで 遊 興 飲 食 税 63 年 度 まで 料 理 飲 食 等 消 費 税)
	自家用 15%) 税率引上げ 営業用 5%	電気自動車に係る軽減税率引上げ及び昭和62年3月31日まで延長	メタノール自動車に係る税率軽減措置(昭和61年度分及び昭和62年度分)	電気自動車に係る税率の軽減措置の延長	メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長 (平成元年度分まで)	電気自動車に係る税率の軽減措置の延長	メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長(平成3年度分まで)バス・トラック等のNOx規制適合車に対する税率の特例措置の創設(廃車、買換えの場合に適用、平成3年度分まで)	電気自動車に係る税率の軽減措置を2年延長	メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長(平成5年度分まで)・一定のハイブリッド自動車に係る税率軽減措置の創設(平成5年度分まで)ほか	電気自動車に係る税率軽減措置の延長(平成6年度分まで) 天然ガス自動車に係る税率軽減措置の創設(平成6年度分まで)	メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長 (平成7年度分まで)	電気・天然ガス・メタノール自動車に係る税率軽減措置の廃止	自 動 車 税
試験鉦区 面積 100 アールごとに200円 採掘鉦区 〃 〃 400円													鉦 区 税
甲種 乙種 10,000 円 当該年度の府民税所得割を納付することを要しないもの 4,500 円 丙種 3,300 円													狩 猟 者 登 録 税 (狩 猟 免 許 税) (狩 猟 者 税)
													府 が 課 す る 固 定 資 産 税
免税点、税率の暫定措置 電気自動車の税率軽減措置 昭和60年3月31日まで延長		免税点、税率の暫定措置 昭和63年3月31日まで延長 電気自動車の税率軽減措置 昭和62年3月31日まで延長	メタノール自動車に係る税率軽減措置(昭和63年3月31日まで) 自家用自動車(軽自動車を除く。) 100分の3 軽自動車及び営業用自動車 100分の1	電気自動車に係る税率の軽減措置の延長 昭和63年12月1日以降に適用される自動車排出ガス保安基準適合車に係る税率の軽減措置の新設	免税点、税率の暫定措置 平成5年3月31日まで延長 メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長 平成元年10月1日以降に適用される自動車排出ガス保安基準適合車に係る税率の軽減措置の新設	平成2年10月1日以降に適用される自動車排出ガス保安基準適合車に係る税率の軽減措置の新設	免税点の暫定措置の引上げ(30万円→50万円) メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長(平成3年度分まで) バス・トラック等のNOx規制適合車に対する税率の特例措置の創設(廃車、買換えの場合に適用、平成3年度分まで)	電気自動車に係る税率の軽減措置を2年延長 制動装置保安基準に適合する一定の自動車を取得した場合に税率から0.3%を控除(平成4年度分まで)	メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長(平成5年度分まで)・一定のハイブリッド自動車に係る税率軽減措置の創設(平成5年度分まで)ほか	免税点、税率の暫定措置の延長(平成10年3月31日まで)電気自動車に係る税率軽減措置の延長(平成7年3月31日まで)天然ガス自動車に係る税率軽減措置の創設(平成7年3月31日まで)平成6年排出ガス規制に適合する自動車に係る税率の軽減措置の創設	メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長(平成8年3月31日まで) 平成7年9月1日以降に適用される制動装置保安基準適合車に係る税率の軽減措置の創設(平成7年8月31日まで)	電気・天然ガス・メタノール自動車に係る税率軽減措置の廃止	自 動 車 取 得 税
税率暫定措置 昭和60年3月31日まで延長		税率暫定措置 昭和63年3月31日まで延長			税率暫定措置 平成5年3月31日まで延長		課税客体を軽油の引取りで現実の納入を伴うものに変更その他			税率の暫定措置の延長(平成5年11月30日まで)暫定税率の引上げ(1キロリットルにつき32,100円 平成5年12月1日から平成10年3月31日まで)			軽 油 引 取 税
甲種 乙種 6,500 円 丙種 2,200 円													狩 猟 者 税 (平 成 15 年 度 まで 入 猟 税) 産 業 廃 棄 物 税
185,730 (103)	201,076 (108)	212,387 (106)	218,504 (103)	238,597 (109)	281,542 (118)	303,508 (108)	328,956 (108)	342,766 (104)	301,978 (88)	280,023 (93)	275,194 (98)	275,049 (100)	府 税 収 入 額 (対 前 年 比) 府 税
171,722 (94)	176,539 (103)	199,155 (113)	207,261 (104)	203,138 (98)	227,630 (112)	262,464 (115)	274,843 (105)	282,710 (103)	276,279 (98)	276,601 (100)	260,557 (94)	244,175 (94)	標 準 収 入 額 (対 前 年 比)
2,471 (106)	2,181 (88)	2,301 (106)	2,368 (103)	2,528 (107)	2,502 (99)	14,161 (566)	16,345 (115)	17,106 (105)	19,264 (113)	20,789 (108)	18,956 (91)	19,068 (101)	譲 与 税 (対 前 年 比) 譲 与 税
2,445 (103)	2,192 (90)	2,289 (104)	2,402 (105)	2,396 (100)	2,417 (101)	14,039 (581)	16,292 (116)	17,933 (110)	19,431 (108)	19,922 (103)	19,171 (96)	19,414 (101)	標 準 収 入 額 (対 前 年 比)

税 目	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
府 民 税	個 人	均等割 1,000円	所得割 700万円以下 2% 700万円超 3%								
	法 人					法人税制の超過課税措置を5年間延長(平成18年3月31日までに終了する事業年度まで)するとともに、不均一課税に係る資本金要件を3億円に引き上げ。					法人税制の超過課税措置を5年間延長(平成23年3月31日までに終了する事業年度分まで)するとともに、その趣旨を条例に明記
事 業 税	個 人	事業専従者控除(白色) 配偶者 86万円 その他 50万円			事業主控除290万円						
	法 人			平成10年4月1日以後に開始する事業年度分の法人事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人事業税を次のとおりとする。 ア 特別法人 所得のうち年400万円以下の金額の100分の5.6 所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得の100分の7.5 イ その他の法人の標準税率 所得のうち年400万円以下の金額の100分の5.6 所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得の100分の11	平成11年4月1日以後に開始する事業年度分の法人事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人事業税を次のとおりとする。 区分 所得 年400万円以下の金額 100分の5.25(100分の5) 所得 年400万円を超え800万円以下の金額 100分の7.665(100分の7.3) 所得 年800万円を超える金額及び清算所得 100分の10.08(100分の9.6) 特別法人 所得 年400万円以下の金額 100分の5.25(100分の5) 所得 年400万円を超える金額及び清算所得 100分の6.93(100分の6.6) 3以上の道府県に事務所等を設けて事業を行う法人のうち、資本の金額等が1,000万円以上である法人 普通法人(所得及び清算所得) 100分の6.93(100分の6.6) 特別法人(所得及び清算所得) 100分の6.93(100分の6.6) 取課入税金法額人 電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業を行う法人 100分の1.365(100分の1.3)	平成13年1月1日から平成17年12月31日までに終了する事業年度について超過課税措置を延長するとともに、不均一課税に係る資本金要件を3億円に引き上げ。 区分 1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の所得のうち 年400万円以下の金額 100分の5.25(100分の5) 年400万円を超え年800万円以下の金額 100分の7.665(100分の7.3) 年800万円を超える金額 100分の10.08(100分の9.6) 各特定信託の各計算期間の所得のうち 年400万円以下の金額 100分の5.25(100分の5) 年400万円を超え年800万円以下の金額 100分の7.665(100分の7.3) 年800万円を超える金額 100分の10.08(100分の9.6) 清算所得 100分の10.08(100分の9.6) 2 その他の事業を行う法人 各事業年度の所得のうち 年400万円以下の金額 100分の5.25(100分の5) 年400万円を超え年800万円以下の金額 100分の7.665(100分の7.3) 年800万円を超える金額 100分の10.08(100分の9.6) 清算所得 100分の10.08(100分の9.6) 3以上の道府県に事務所又は事務所を設けて事業を行う法人で資本又は出資の金額が1,000万円以上のもの 普通法人(各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得) 100分の10.08(100分の9.6) 特別法人(各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得) 100分の6.93(100分の6.6) 取課入税金法額人 電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業を行う法人 100分の1.365(100分の1.3)			外形標準課税の導入 資本の金額又は出資金額が1億円を超える普通法人(外形標準課税適用法人)に係る税率 区分 所得 年400万円以下の金額 100分の3.99(100分の3.8) 所得 年400万円を超えて年800万円以下の金額 100分の5.775(100分の5.5) 所得 年800万円を超える金額及び清算所得 100分の7.56(100分の7.2) 付加価値割 100分の0.504(100分の0.48) 資本割 100分の0.21(100分の0.2) ※3以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割は、すべてこの区分の税率を適用	超過課税措置を5年間延長(平成22年12月31日までに終了する事業年度分まで)するとともに、その趣旨を条例に明記	
地 方 消 費 税		創設 25%									
不 動 産 取 得 税		新築住宅控除 1,200万円 (平成9年4月1日以降の取得から適用)								100分の3(平成15年4月1日から平成18年3月31日までの取得)	住宅及び土地 100分の3(平成21年3月31日までの取得) 住宅以外の家屋 100分の3.5(平成18年4月1日から平成20年3月31日までの取得)
府 た ば こ 税 (63年度まで府 たばこ消費税)		税率1,000本につき692円 (旧3級品は329円)			税率1,000本につき868円 (旧3級品は413円)					税率1,000本につき969円 (旧3級品は461円)(平成15年7月1日以後)	税率1,000本につき1,074円 (旧3級品は511円)(平成18年7月1日以後)
ゴ ル フ 場 利 用 税 (63年度まで 娯楽施設利用税)											
特 別 地 方 消 費 税 (35年度まで 遊興飲食税 63年度まで 料理飲食等 消 費 税)						(廃止)					
自 動 車 税					特種用途自動車の区分にキャンピング車を加え総排気量の区分に応じ税率区分			グリーン化税制の開始		グリーン化税制の1年延長 (対象車、対象年度を縮小)	グリーン化税制の2年延長(軽減対象重点化)
鉦 区 税											
狩 猟 者 登 録 税 (狩 猟 免 許 税)										(廃止)	
府 が 課 する 固 定 資 産 税											
自 動 車 取 得 税	電気・天然ガス・メタノール自動車に係る税率の軽減措置の延長(平成12年3月31日まで) 軽減措置の拡充(控除率100分の2.4) 平成9年排出ガス規制に適合する自動車に係る税率の軽減措置の創設	電気・天然ガス・メタノール自動車に係る税率の軽減措置の延長(平成11年3月31日まで) 平成10年排出ガス規制に適合する自動車に係る税率の軽減措置の創設	電気・天然ガス・メタノール自動車に係る税率の軽減措置の延長(平成12年3月31日まで) 平成11年排出ガス規制に適合する自動車に係る税率の軽減措置の創設 ハイブリッド自動車に係る税率の軽減措置の創設 バス・トラック 100分の2.4 その他 100分の2.0 (平成12年3月31日まで)	電気・天然ガス・メタノール自動車に係る税率の軽減措置を100分の2.7に引上げたうえ延長(平成13年3月31日まで) 平成12年排出ガス規制に適合する自動車に係る税率の軽減措置の創設 エネルギー消費効率に係る一定基準に適合する低燃費自動車の取得について平成13年3月31日までの取得に限り、課税標準である価格から30万円を控除	ハイブリッド自動車に係る税率の軽減措置の延長(平成13年3月31日まで) 平成12年排出ガス規制に適合する自動車に係る税率の軽減措置の創設	ハイブリッド自動車に係る税率の軽減措置の延長(平成15年3月31日まで) 平成14年排出ガス規制適合車に係る特例措置の創設 低燃費車特例の縮減及び1年延長 改正自動車NOx法対策地域外廃車代替特例の創設	低燃費車特例の1年延長 (対象車を限定) 電気・天然ガス・メタノール・ハイブリッド自動車に係る軽減措置の延長(平成17年3月31日まで) 平成16年排出ガス規制適合車に係る特例措置の創設	低燃費車特例の1年延長 (重点化) 平成17年排出ガス規制適合車に係る特例措置の創設	電気・天然ガス・メタノール・ハイブリッド自動車に係る軽減措置の延長(平成19年3月31日まで)	低燃費車特例の2年延長 (重点化)	
軽 油 引 取 税						特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合の課税時期の見直し(輸入の時まで)					
狩 猟 者 登 録 税 (狩 猟 免 許 税)										狩猟者登録税と統合し狩猟税を創設	
産 業 廃 棄 物 税											創設 1トンにつき1,000円
府 税 入 入 額 (対 前 年 比)	291,124(106)	291,753(100.2)	305,501(104.7)	262,102(85.8)	290,127(110.7)	292,425(100.8)	236,573(80.9)	229,889(97.2)	231,105(100.5)	278,361(120.4)	289,170(103.9)
標 準 入 入 額 (対 前 年 比)	242,311(99)	274,595(113.3)	296,799(108.1)	253,917(85.6)	246,316(97.0)	252,053(102.3)	236,815(94.0)	202,074(85.3)	202,954(100.4)	204,891(101.0)	256,632(125.3)
譲 与 税 (対 前 年 比)	19,831(104)	8,021(40)	1,549(19.3)	1,572(101.5)	1,605(102.1)	1,603(99.9)	1,675(104.5)	2,221(132.6)	6,857(308.8)	16,210(236.4)	46,486(286.8)
標 準 入 入 額 (対 前 年 比)	19,968(103)	7,761(39)	1,533(19.8)	1,576(102.8)	1,598(101.4)	1,604(100.4)	1,628(101.5)	2,273(139.6)	6,720(295.6)	16,281(242.3)	46,535(285.8)

税 目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
府 民 税	個人	所得割 一律4% (市町村民税 6%)						
	配当割及び 株式等譲渡所得割				平成22年1月1日より源泉 徴収選択口座内配当に係る 配当割について改正			軽減税率(3%)の廃止 (平成26年1月1日以降)
	法人							地方法人税(国税)の創設に伴い、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から法人税割の税率を引 下げ 5% (5.8%) → 3.2% (4%) (括弧内は超過税率)
	利子割							
事 業 税	個人							
	法人	平成20年10月1日以後に開始する事業年度 1 資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人以外の法人 (外形標準課税非適用法人) 2 資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人 (外形標準課税適用法人) 3 地方法人特別税		平成20年10月1日以後に開始する事業年度 1 資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人以外の法人 (外形標準課税非適用法人) 2 資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人 (外形標準課税適用法人) 3 地方法人特別税		平成26年10月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税を1/3縮小し、法人事業税に復元		平成26年10月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税を1/3縮小し、法人事業税に復元
地方消費税								税率17/63(実質1.7%)(平成26年4月1日以降)
不動産取得税				住宅及び土地 100分の3 (平成24年3月31日までの 取得) 宅地評価土地(住宅用地・ 商業用地)に係る課税標 準の特例(2分の1)を3 年延長		住宅及び土地 100分の3 (平成27年3月31日までの取得) 宅地評価土地(住宅用地・商業 用地)に係る課税標準の特例(2 分の1)を3年延長		
府たばこ税 (63年度まで府) たばこ消費税	左記の特例税率を 本則化				税率1,000本につき1,504円 (旧3級品は716円) (平成22年10月1日以降)		税率1,000本につき860円 (旧3級品は411円) (平成25年4月1日以降)	
ゴルフ場利用税 (63年度まで) 娯楽施設利用税								
自動車税		グリーン化税制の2年延長 (軽減対象重点化)		グリーン化税制の2年延長 (適用対象見直し)		グリーン化税制の2年延長 (適用対象見直し)		グリーン化税制の2年延長 (適用対象見直し)
鉱 区 税								
府が課する固定資産税								
自動車取得税	電気・天然ガス・ハイ ブリッド自動車に係る 軽減措置の2年延長 (重点化、税率見直し)	低燃費車特例の2年延長(重点化) 4月1日から4月30日まで税率の暫定措置失効		電気・天然ガス・ブラ グインハイブリッド・ ハイブリッド・ディー ゼル自動車に係る軽減 措置を3年間延長(重点 化、税率見直し)	暫定税率の廃止(ただし 税率水準は維持) 低燃費車特例の2年延長 (重点化)		エコカー減税の3年延長(基準 の見直し、重点化) 低公害車特例と低燃費車特例の 期限切れに伴う統合(基準の見 直し、3年間の措置) パリアフリー・ASV特例の創設	・税率の引下げ ・家用自動車(軽自動車)100分の3 ・営業用自動車、軽自動車100分の2 ・環境性能に優れた自動車に係るエコカー減税の軽減割合拡充
軽油引取税		4月1日から4月30日まで 税率の暫定措置失効	道路特定財源の一般財源化とな るも課税免除措置は3年間継続			課税免除特例措置を原則3年延 長		
狩 猟 税 (平成15年度まで) 入 猟 税	網猟8,200円、わな猟 8,200円の税率新設	対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の 登録に係る税率通常の2分の1						
産 業 廃 棄 物 税								
府 税 入 額 (対前年比)	336,161 (116.3)	330,940 (98.4)	273,268 (82.6)	241,506 (88.4)	239,071 (99.0)	234,626 (98.1)	242,766 (103.5)	251,010 (103.4)
税 入 額 (対前年比)	314,993 (122.7)	321,422 (102.0)	258,841 (80.5)	224,206 (86.6)	220,846 (98.5)	228,050 (103.3)	217,605 (95.4)	224,914 (103.4)
譲 与 税 (対前年比)	2,267 (4.9)	2,071 (91.3)	15,196 (733.9)	31,012 (204.1)	33,395 (107.7)	34,458 (103.2)	41,177 (119.5)	49,128 (119.3)
譲 与 税 標準収入額 (対前年比)	2,284 (4.9)	2,214 (96.9)	14,466 (653.4)	28,348 (196.0)	33,685 (118.8)	34,162 (101.4)	36,779 (107.7)	45,055 (122.5)

年度	11	12	16	17	21
普通税	— ゴルフ場利用税	— ゴルフ場利用税	— ゴルフ場利用税	— ゴルフ場利用税	— ゴルフ場利用税
	— 固定資産税	— 固定資産税	— 固定資産税	— 固定資産税	— 固定資産税
	— 事業税	— 事業税	— 事業税	— 事業税	— 事業税
	— 鉱区税	— 鉱区税	— 鉱区税	— 鉱区税	— 鉱区税
	— 特別地方消費税				
	— 地方消費税	— 地方消費税	— 地方消費税	— 地方消費税	— 地方消費税
	— 道府県民税	— 道府県民税	— 道府県民税	— 道府県民税	— 道府県民税
	— 道府県たばこ税	— 道府県たばこ税	— 道府県たばこ税	— 道府県たばこ税	— 道府県たばこ税
	— 自動車税	— 自動車税	— 自動車税	— 自動車税	— 自動車税
	— 不動産取得税	— 不動産取得税	— 不動産取得税	— 不動産取得税	— 不動産取得税
目的税	— 狩猟者登録税	— 狩猟者登録税			軽油引取税 自動車取得税
	— 法定外普通税	— 法定外普通税	— 法定外普通税	— 法定外普通税	— 法定外普通税
	— 入猟税	— 入猟税	— 狩猟税	— 狩猟税	— 狩猟税
	— 水利地益税	— 水利地益税	— 水利地益税	— 水利地益税	— 水利地益税
	— 軽油引取税	— 軽油引取税	— 軽油引取税	— 軽油引取税	
	— 自動車取得税	— 自動車取得税	— 自動車取得税	— 自動車取得税	
		法定外目的税	— 法定外目的税	— 法定外目的税 (本府17.4～) (産業廃棄物税)	— 法定外目的税 (本府17.4～) (産業廃棄物税)

平成26年度

京都府税務統計

平成27年12月 発行

編集発行 京都府総務部税務課

所在地 京都市上京区下立売通新町西入
藪ノ内町

京都府総務部税務課

☎ (075) 414-4426
4427